

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成19年12月13日

【中間会計期間】 第59期中(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

【会社名】 株式会社カワタ

【英訳名】 KAWATA MFG. CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 湯川直人

【本店の所在の場所】 大阪市西区阿波座1丁目15番15号(第一協業ビル)

【電話番号】 06(6531)8211

【事務連絡者氏名】 常務取締役執行役員管理部門統括 尾崎 彰

【最寄りの連絡場所】 大阪市西区阿波座1丁目15番15号(第一協業ビル)

【電話番号】 06(6531)8211

【事務連絡者氏名】 常務取締役執行役員管理部門統括 尾崎 彰

【縦覧に供する場所】 株式会社ジャスダック証券取引所

(東京都中央区日本橋茅場町1丁目4番9号)

※株式会社カワタ東日本営業部

(埼玉県川口市領家5丁目5番13号)

(注) ※印は金融商品取引法の規定による縦覧に供すべき場所ではありませんが、投資者の縦覧の便宜のため備える
ものであります。

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第57期中	第58期中	第59期中	第57期	第58期
会計期間	自 平成17年 4月1日 至 平成17年 9月30日	自 平成18年 4月1日 至 平成18年 9月30日	自 平成19年 4月1日 至 平成19年 9月30日	自 平成17年 4月1日 至 平成18年 3月31日	自 平成18年 4月1日 至 平成19年 3月31日
(1) 連結経営指標等					
売上高 (千円)	6,639,420	7,369,449	7,703,914	13,344,825	14,295,849
経常利益 (千円)	353,861	490,859	538,209	623,432	821,478
中間(当期)純利益 (千円)	179,482	263,655	288,219	365,273	424,040
純資産額 (千円)	5,245,520	5,893,037	6,291,421	5,538,952	6,110,763
総資産額 (千円)	11,459,657	11,901,054	12,086,230	12,193,311	11,697,125
1株当たり純資産額 (円)	728.75	787.12	850.99	766.82	815.84
1株当たり中間(当期)純利益 (円)	24.93	36.64	40.08	47.93	58.94
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	45.8	47.6	50.6	45.4	50.2
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	286,982	350,861	351,771	743,543	872,691
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△186,267	101,866	△121,085	△379,734	27,583
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△397,564	△743,924	△117,017	△177,812	△976,185
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高 (千円)	1,794,157	2,009,485	2,389,185	2,303,935	2,246,868
従業員数 (名)	581 (30)	611 (25)	637 (28)	593 (27)	624 (26)
(2) 提出会社の経営指標等					
売上高 (千円)	4,493,017	4,693,153	4,759,965	8,514,561	9,296,533
経常利益 (千円)	298,783	217,459	234,885	382,597	471,793
中間(当期)純利益 (千円)	199,915	105,579	158,812	282,135	248,541
資本金 (千円)	977,142	977,142	977,142	977,142	977,142
発行済株式総数 (千株)	7,210	7,210	7,210	7,210	7,210
純資産額 (千円)	4,581,114	4,689,964	4,877,611	4,711,790	4,827,613
総資産額 (千円)	8,814,860	8,646,494	8,457,562	9,236,410	8,712,484
1株当たり配当額 (円)	—	—	5.00	10.00	10.00
自己資本比率 (%)	52.0	54.2	57.7	51.0	55.4
従業員数 (名)	156 (11)	168 (8)	184 (9)	154 (10)	171 (10)

(注) 1 売上高には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。

2 △は損失又は支出超過を示しております。

3 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4 提出会社の1株当たり情報については、第五号様式記載上の注意(4) b ただし書に基づき記載を省略しております。

5 純資産額の算定にあたり、平成18年9月中間期及び平成19年3月期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

6 従業員数は就業人員数であります。また、()内は臨時従業員数であり、外数であります。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営んでいる事業の内容に重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成19年9月30日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数(名)
プラスチック製品製造機器事業	623 (28)
新規事業	14 (—)
合計	637 (28)

(注) 従業員数は就業人員数であります。また、()内は臨時従業員数であり、外数であります。

(2) 提出会社の状況

平成19年9月30日現在

従業員数(名)	184 (9)
---------	------------

(注) 従業員数は就業人員数であります。また、()内は臨時従業員数であり、外数であります。

(3) 労働組合の状況

労使関係について特に記載すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間のわが国経済は、堅調な民間設備投資に支えられ企業収益の改善が続き、一部で弱さが見られるものの景気は回復を続けております。また、海外におきましても、米国経済の減速が懸念されておりますが、中国、東南アジア、ヨーロッパで景気の拡大が続き世界経済も回復を続けております。

一方、当業界におきましては、前年好調であった射出成形機の生産・出荷に一服感が見られ、射出成形機の1月～6月の国内生産は台数ベースで前年同期比16.2%減の約7,500台、金額ベースで17.0%減の893億円と減少いたしました。

このような環境下、当社グループは、コアビジネスのプラスチック製品製造機器事業において、当業界のリーディングカンパニーとして、品質の向上、納期の確守、新製品の開発等、多様化するユーザーニーズに対応するとともに、今後の戦略部門である新規事業において新技術の開発、受注拡大に注力してまいりました。

この結果、売上高は前年に引き続き自動車、デジタル家電向けが堅調に推移したことにより、前年同期比3億3千4百万円増(同4.5%増)の77億3百万円となりました。

利益面では、高付加価値製品の販売増や原価低減努力等により、売上総利益率が前年同期より1.7%改善し27.3%となったことが寄与し、営業利益は前年同期比3千4百万円増加して5億3千7百万円(同6.9%増)、経常利益は前年同期比4千7百万円増加して5億3千8百万円(同9.6%増)、中間純利益は前年同期比2千4百万円増加して2億8千8百万円(同9.3%増)となりました。

事業の種類別セグメントでは、プラスチック製品製造機器事業の売上高は、自動車、デジタル家電向けが堅調に推移したことにより、前年同期比2億9千6百万円増(同4.1%増)の74億4千6百万円となりました。営業利益は売上総利益率の改善および増収効果等により前年同期比6千6百万円増(同12.3%増)の6億8百万円となりました。一方、新規事業の売上高は、医薬・食品関連、プラスチック新素材関連が伸び悩んだものの、環境関連が前年同期実績を上回ったことにより、前年同期比3千8百万円増(同17.3%増)の2億5千7百万円となりました。利益面では大型物件を中心に売上総利益率が低下し、7千1百万の営業損失(前年同期は3千9百万円の営業損失)となりました。

所在地別セグメントでは、日本では、売上高が前年同期比1億2千3百万円増(同2.1%増)の61億2千1百万円となり、営業利益も前年同期比6百万円増(同1.7%増)の4億5百万円となりました。中国におきましては設備投資が好調に推移したことにより、売上高は前年同期比1億5千1百万円増(同16.4%増)の10億7千2百万円となり、営業利益も前年同期比2千7百万円増(同86.4%増)の5千8百万円となりました。その他の地域では、台湾でデジタル・精密部品関連が好調であったこと等により、売上高は前年同期比3億2千7百万円増(同33.2%増)の13億1千6百万円となり、営業利益も前年同期比2千5百万円増(同44.5%増)の8千2百万円となりました。なお、所在地別セグメントの売上高には、セグメント間の内部売上高を含んでおります。

なお、上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) キャッシュ・フローの状況

営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前中間純利益が5億3千8百万円となり、減価償却費7千5百万円、仕入債務の増加1億3千7百万円等の収入要因に対し、売上債権の増加1億9百万円、法人税等の支払2億3千万円等の支出要因が発生し、3億5千1百万円の収入超過(前年同期は3億5千万円の収入超過)となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは有形固定資産の取得による支出3千8百万円、投資有価証券の取得による支出2千5百万円、少数株主からの株式購入による支出5千6百万円等により、1億2千1百万円の支出超過(前年同期は1億1百万円の収入超過)となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは短期借入金の減少2千5百万円、配当金の支払7千1百万円等により、1億1千7百万円の支出超過(前年同期は7億4千3百万円の支出超過)となりました。

以上の結果、当中間連結会計期間末の現金及び現金同等物中間期末残高は、前連結会計年度末に比べて1億4千2百万円増加して、23億8千9百万円となりました。

2 【生産、受注及び販売の状況】

生産実績及び受注実績の記載にあたっては、「プラスチック製品製造機器事業」セグメントにおける受注実績については当社及びエム・エルエンジニアリング㈱がその大半を占めているため両社の実績により、また、生産実績については当社、㈱サーモテック及びエム・エルエンジニアリング㈱がその大半を占めているため、当該3社の実績により記載しております。

(1) 生産実績

当中間連結会計期間の生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	生産高(千円)	前年同期比(%)
プラスチック製品製造機器事業	4,725,055	5.6
新規事業	202,392	△13.7
合計	4,927,448	4.7

- (注) 1 金額は販売価格によっております。
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注実績

当中間連結会計期間の受注実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	受注高(千円)	前年同期比(%)	受注残高(千円)	前年同期比(%)
プラスチック製品製造機器事業	5,414,930	3.7	2,802,455	13.6
新規事業	463,538	99.5	367,510	173.4
合計	5,878,469	7.8	3,169,965	21.8

- (注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当中間連結会計期間の販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	販売高(千円)	前年同期比(%)
プラスチック製品製造機器事業	7,446,346	4.1
新規事業	257,567	17.3
合計	7,703,914	4.5

- (注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題についての重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(株式会社の支配に関する基本方針について)

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本指針(会社法施行規則第127条本文に定義されるものをいい、以下「基本方針」という)並びに基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み(会社法施行規則第127条第2号ロ)の一つとして、下記のとおり、当社株式の大量取得行為に関する対応策(以下、「本プラン」という)を導入しております。

1 基本方針について

(1) 基本方針の内容

当社は、株式を上場して市場での自由な取引に委ねております。従って、当社は、当社経営の支配権の移転を伴うような買付提案等に応じるかどうかの判断も、最終的には株主全体の自由な意思に基づき行われるべきものと考えます。

当社の企業価値・株主共同の利益の向上に資する者であれば、当社の株式を大量に取得し当社の経営に関与しようとする買付を否定するものではありませんが、当社株式の買付等の提案を受けた場合に、それが当社の企業価値・株主共同の利益に影響を及ぼすか否かにつき当社株主の皆様が適切に判断されるためには、当社株式買付等の提案をした者による買付後の当社の企業価値・株主共同の利益の向上に向けた取組み等について当社株主の皆様十分に把握していただく必要があると考えます。

しかしながら、当社株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、会社や株主に対して買付に係る提案内容や代替案等を検討するための十分な時間や情報を提供しないもの、買付目的や買付後の経営方針等に鑑み、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうことが明白であるもの、買付に応じることを株主に強要するような仕組みを有するもの、買付条件が会社の有する本来の企業価値・株主共同の利益に照らして不十分または不適切であるもの等、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれをもたらすものも想定されます。

当社は、このような企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付行為や買付提案を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考えます。

(2) 基本方針の実現及び企業価値向上のための施策

(a) 当社グループの経営の基本方針

当社グループは、プラスチック成形工場における合理化機器システムの製造販売に長年携わっており、業界のリーディングカンパニーとして、「高機能かつ操作性に優れた」独自製品の開発を継続することにより、現場力を強化しながら、コア事業の収益力の向上を図っております。更に、これらの技術、ノウハウをベースとして、環境関連、医薬・食品関連、プラスチック新素材等の新規事業を展開しております。市場対応力のある企業として成長を続け、企業価値・株主価値を高めていくことを基本方針としております。

(b) 中長期的な企業価値向上のための取組み

当社グループの主力納入先であるプラスチック成形加工業界は、国内外での激しい技術革新と品質・価格競争の中にあります。

当社グループでは、かかる環境下、コアビジネスのプラスチック製品製造機器事業におきまして、生産拠点(日本、中国、マレーシア)及び営業・サービス拠点(日本、中国、東南アジア、米国、ヨーロッパ)相互の連携を強固にして品質、コスト、納期面での競争力を一層強化し、グローバル化するユーザーニーズへ対応してまいります。一方、戦略部門である廃プラスチック造粒システム等の環境関連機器、微細発泡プラスチック新素材(MCF)関連機器や医薬・食品関連業界向け機器等の新規事業にも、経営資源を重点的に投下し、高付加価値製品の開発と受注拡大を図っております。

これらの施策を実行することにより、高収益事業構造の構築を中期的な目標としております。以上により、企業価値を向上するとともに株主価値を持続的に増大させることを中長期的な目標としております。

2 本プランの導入目的と必要性

当社取締役会は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針が決定されることを防止する取組みの一つとして、当社株式の大規模な買付行為が行なわれる場合に、買付に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断していただけるように、当社取締役会が大規模な買付行為を行う者から必要な情報を入手するとともに、その大規模な買付行為や買付提案を評価・検討する期間を確保し、株主の皆様への代替案を含めた判断のために必要な情報を提供することを目的として、本プランの

導入が必要であるとの結論に至りました。

このような判断に立って、当社は、平成19年5月14日開催の取締役会決議により本プランを導入し、平成19年6月28日開催の第58期定時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。また、当社は現時点において当社株式等の大量買付等に係る提案を受けているわけではありません。

なお、本プランにおいては、当社取締役会の恣意的判断を排するため、独立委員会規程(その概要については資料1ご参照)に従い、(1)当社社外監査役、(2)当社社外取締役または(3)社外有識者(実績ある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士及び学識経験者等)で、当社経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会の判断を経るとともに、株主の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。本プラン導入当初における独立委員会の委員には、資料2のとおり3氏が就任されました。

3 本プランの基本的考え方

当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、4以下に定める本プランの内容に従った具体的な対応策の導入を実施し、本プランの内容を、株式会社ジャスダック証券取引所における適時開示、当社事業報告等の法的開示書類における開示、当社ホームページ等への掲載等により周知させることにより、当社株券等に対する買付を行う者が遵守すべき手続があること、並びに、当社が、以下の行使条件及び取得条項が付された新株予約権の無償割当てを実施することがあり得ることを事前に警告することをもって当社の買収防衛策といたします。

- ① 買付者等による権利行使は認められないとの行使条件
- ② 買付者等以外の者から株式と引換えに新株予約権を取得するとの取得条項

4 本プランの内容(基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み)について

(1) 本プランの発動に係る手続

(a) 対象となる買付等

本プランは下記①または②に該当する当社株券等の買付またはこれに類似する行為(以下「買付等」という)がなされる場合を適用対象とする。買付等を行う者または提案する者(以下「買付者等」という)は、予め本プランに定められる手続に従うこととする。

- ① 当社が発行者である株券等(注1)について、保有者(注2)の株券等保有割合(注3)が20%以上となる買付
- ② 当社が発行者である株券等(注4)について、公開買付(注5)にかかる株券等の株券等所有割合(注6)及びその特別関係者(注7)の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付

(b) 買付者等に対する情報提供の要求

買付者等は、当社取締役会が別段の定めをした場合を除き、買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、以下の各号に定める情報(以下「本必要情報」という)及び当該買付者等が買付等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面(以下「買付説明書」と総称する)を当社の定める書式により提出する。

当社取締役会は、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上で、追加的に情報を提供するように求めることがある。この場合、買付者等においては、かかる情報を追加的に提供する。

当社取締役会は、買付者等から買付説明書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会に提供するものとする。独立委員会は、これを受けて、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上で、追加的に情報を提供するように求めることがある。この場合、買付者等においては、かかる情報を追加的に提供する。

- ① 買付者等及びそのグループ(共同保有者(注8)、特別関係者及び(ファンドの場合は)各組合員その他の構成員を含む)の詳細(具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容等を含む)
- ② 買付等の目的、方法及び内容(買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実行の可能性を含む)
- ③ 買付等の価格の算定根拠(算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び買付等にかかる一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、そのうち少数株主に対して分配されるシナジーの内容を含む)
- ④ 買付等の資金の裏付け(資金の提供者(実質的提供者を含む)の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含む)
- ⑤ 大規模買付行為に際しての独立委員会との間における意思連絡の有無及び意思連絡がある場合はその内容
- ⑥ 買付等の後における当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- ⑦ 買付等の後における当社の従業員、労働組合、取引先、顧客、地域社会その他の当社に係る利害関係者の処遇等の方針
- ⑧ 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策

⑨ その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報

なお、独立委員会は、買付者等が本プランに定められた手続に従うことなく買付等を開始したものと認められる場合には、引き続き買付説明書及び本必要情報の提出を求めて買付者等と協議・交渉を行うべき特段の事情がある場合を除き、原則として、下記(d)①記載のとおり、当社取締役会に対して、下記(3)にその概要が記載される新株予約権(以下「本新株予約権」という)の無償割当て(以下「本新株予約権の無償割当て」という)を実施することを勧告する。

- (注) 1 証券取引法第27条の23第1項に定義される。以下別段の定めがない限り同じ。
2 証券取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含む。
3 証券取引法第27条の23第4項に定義される。以下同じ。
4 証券取引法第27条の2第1項に定義される。以下②において同じ。
5 証券取引法第27条の2第6項に定義される。以下同じ。
6 証券取引法第27条の2第8項に定義される。以下同じ。
7 証券取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。)をいう。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付の開示に関する内閣府令第3条第1項で定める者を除く。以下同じ。
8 証券取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含む。以下同じ。

(c) 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討

① 当社取締役会に対する情報提供の要求

独立委員会は、買付者等から買付説明書及び追加提出を求められた本必要情報(もしあれば)が提出された場合、当社取締役会に対しても、独立委員会が定める合理的な期間内(但し、当該期間は、買付者等から買付説明書及び追加提出を求められた本必要情報(もしあれば)が提出された時点から算定するものとし、原則として30日間を超えないものとする)に買付者等の買付等の内容に対する意見(留保する旨の意見を含むものとする。以下同じ)、その根拠資料、及び代替案(もしあれば)その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等を速やかに提示するよう要求することがある。

② 独立委員会による検討作業

買付者等及び(当社取締役会に対して上記のとおり情報・資料等の提示を要求した場合には)当社取締役会から情報・資料等(追加的に要求したものも含む)の提供が十分になされたとき独立委員会が認めた場合、その時点から、対価を円価現金のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合は原則として60日間を超えない検討期間、その他の大規模買付行為の場合は原則として90日間を超えない検討期間(但し、下記(d)③に記載するところに従い、独立委員会は当該期間の延長・再延長をその決議をもって行うことができるものとし、以下「独立委員会検討期間」という)を独立委員会は設定する。

独立委員会は、独立委員会検討期間内において買付者等及び当社取締役会から提供された情報・資料等に基づき、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等の買付等の内容の検討、当社取締役会による代替案の検討及び買付者等と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集・比較検討等を行う。

買付者等は、独立委員会が、独立委員会検討期間において、自らまたは当社取締役会を通じて、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとする。

独立委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む)の助言を得ることができるものとする。

③ 株主及びステークホルダーに対する情報開示

独立委員会は、自らまたは当社取締役会等を通じて、買付者等から買付の提案がなされた事実とその概要、本必要情報の概要及び独立委員会による検討内容(独立委員会検討期間の開始日及び終了日を含む)その他の状況のうち独立委員会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行う。

(d) 独立委員会における判断方法

独立委員会は、買付者等が出現した場合において、以下の手続に従い、当社取締役会に対する勧告を行うものとする。なお、独立委員会が当社取締役会に対して下記①から③に定める勧告または決議をした場合、その他独立委員会が適切と考える場合には、独立委員会は、当該勧告または決議の事実とその概要その他独立委員会が適切と判断する事項(下記③に従い独立委員会検討期間を延長・再延長する旨の決議を行う場合には、その旨及び延長・再延長の期間・理由の概要を含む)について、自らまたは当社取締役会を通じて、速やかに情報開示を行う。

① 独立委員会が「本プラン」の発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者等が上記(b)及び(c)に規定する手続を遵守しなかった場合、または買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉の結果、買付者等による買付等が下記(2)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれかに該当し、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、独立委員会検討期間の開始または終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告する。

但し、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の無償割当ての効力発生日までは本新株予約権の無償割当ての中止、本新株予約権の無償割当ての効力発生日後、本新株予約権の行使期間の初日の前日までは本新株予約権の無償取得を含む別個の判断を行い、これを当社取締役会に対して勧告することができるものとする。

(i) 当該勧告後に買付者等が買付等を撤回した場合、その他買付等が存在しなくなった場合

(ii) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が下記(2)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しないか、もしくはは該当しても直ちに本新株予約権の無償割当てを実施することが相当ではない場合

② 独立委員会が本プランの不発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉の結果、買付者等による買付等が下記(2)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しないか、もしくはは該当しても本新株予約権の無償割当てを実施することは相当ではないと判断した場合、または当社取締役会が独立委員会の要求にかかわらず上記(c)に規定する意見及び独立委員会が要求する情報・資料等を所定期間内に提示しなかった場合には、独立委員会検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施しないことを勧告する。

但し、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての不実施の勧告をした後でも、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が下記(2)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれかに該当し、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断するにいたった場合には、本新株予約権の無償割当ての実施を含む別個の判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができるものとする。

③ 独立委員会が独立委員会検討期間の延長を行う場合

独立委員会が、当初の独立委員会検討期間終了時まで、本新株予約権の無償割当ての実施または不実施の勧告を行うに至らない場合には、独立委員会は、当該買付者等の買付内容の検討、当該買付者等との協議・交渉・代替案の検討等、合理的に必要とされる範囲内で、独立委員会検討期間を延長する旨の決議を行う(なお、当該期間延長後、更なる期間の延長を行う場合においても同様の手続によるものとする。また期間の延長は最高30日間とする)。

上記延長の決議により独立委員会検討期間が延長された場合、独立委員会は、引き続き、情報収集、検討等を行うものとし、延長期間内に本新株予約権の無償割当ての実施または不実施の勧告や代替案の提示等を行うよう最大限努めるものとする。

(e) 取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を受けて、これを最大限尊重して最終的に速やかに本新株予約権の無償割当ての実施または不実施に関する会社法上の機関としての決議(本新株予約権の無償割当ての中止を含む)を行うものとする。

当社取締役会は、上記取締役会決議を行った場合速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行う。なお、買付者等は、独立委員会検討期間が終了し、当社取締役会が新株予約権無償割当ての不実施に関する決議を行うまでの間、買付等を実行してはならない。

(2) 本新株予約権の無償割当ての要件

当社は、買付者等による買付等が下記のいずれかに該当し、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると認められる場合、上記(1)「本プランの発動に係る手続」(e)に記載される当社取締役会の決議により、本新株予約権の無償割当てを実施することを予定する。なお、上記(1)「本プランの発動に係る手続」(d)のとおり、下記の要件に該当し、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であるかどうかについては、必ず独立委員会の判断を経ることとする。

- (a) 上記(1)「本プランの発動に係る手続」(b)に定める情報提供及び独立委員会検討期間の確保その他本プランに定める手続を遵守しない買付等である場合
- (b) 下記に掲げる行為その他これに類似する行為により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合
 - ① 株式等を買占め、その株式等につき当社に対して高値で買取を要求する行為
 - ② 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等、当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
 - ③ 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - ④ 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為
- (c) 強圧的二段階買付(最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等の株式買付を行うことをいう)等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合
- (d) 当社に、当該買付等に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を与えることなく行われる買付等である場合
- (e) 当社株主に対して、本必要情報その他買付等の内容を判断するために合理的に必要なとされる情報を十分に提供することなく行われる買付等である場合
- (f) 買付等の条件(対価の価額・種類、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等の実行の可能性、買付等の後における当社の従業員、労働組合、取引先、顧客、地域社会その他の当社に係る利害関係者(以下「当社利害関係者」という)の処遇等の方針等を含む)が、当社の本源的価値に鑑み、著しく不十分または不適当な買付等である場合
- (g) 買付者等による買付等の後の経営方針または事業計画等の内容が不十分または不適当であること等のため、当社と当社利害関係者との間の信頼関係・取引関係等を破壊する、または当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する重大なおそれのある買付等である場合
- (h) 買付者等の経営陣または主要株主もしくは出資者に反社会的勢力と関係を有する者が含まれている場合等、買付者等が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合である場合
- (i) 上記に準じる場合で、当社の企業価値または株主の皆様共同の利益を著しく損なうと判断される場合

(3) 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づき実施する本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりとする(本新株予約権の詳細については、資料3「新株予約権無償割当ての要項」ご参照)。

(a) 本新株予約権の数

当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての取締役会決議(以下「本新株予約権無償割当て決議」という)において別途定める割当て期日(以下「割当て期日」という)における当社の最終の発行済み株式総数(但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除する)と同数を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とする。

(b) 割当て対象株主

割当て期日における当社の最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された当社以外の株主に対し、その保有する当社株式1株につき本新株予約権1個を上限として当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で、本新株予約権を無償で割当てる。

- (c) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日
当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とする。
- (d) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下「対象株式数」という)は、別途調整がない限り1株とする。
- (e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株あたりの価額は金1円を下限とし、当社株式1株の時価の50%相当額を上限として当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とする。
- (f) 本新株予約権の行使期間
本新株予約権の無償割当ての効力発生日または本新株予約権無償割当て決議において、当社取締役会が別途定める日を初日とし、1ヶ月間から2ヶ月間までの範囲で、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とする。但し、下記(i)②に基づき当社による本新株予約権の取得がなされる場合、当該取得に係る本新株予約権についての行使期間は、当該取得日の前営業日までとする。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込みの取扱場所の休業日に当たるときは、その翌営業日を最終日とする。
- (g) 本新株予約権の行使条件
(i) 特定大量保有者(注9)
(ii) 特定大量保有者の共同保有者
(iii) 特定大量買付者(注10)
(iv) 特定大量買付者の特別関係者
(v) 上記(i)ないし(iv)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者
(vi) 上記(i)ないし(v)記載の者の関連者(注11)(以下、(i)ないし(vi)に該当する者を「特定買付者等」と総称する)
上記記載の者は、原則として本新株予約権を行使することができない。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる者も、原則として本新株予約権を行使することができない(但し、かかる者のうち当該外国の適用法令上、適用除外規定が利用できる等の一定の者は行使することができるほか、かかる者の本新株予約権も下記(i)項のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となる。詳細は資料3「新株予約権無償割当ての要項」ご参照)。
- (注) 9 当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%となると当社取締役会が認めた者をいう。
- 10 公開買付によって当社が発行者である株券等(証券取引法第27条の2第1項に定義される。以下、本脚注において同じ)の買付等(同法第27条の2第1項に定義される。以下、本脚注において同じ)を行う旨の広告を行った者で、当該買付等の後におけるその者の所有(これに準ずるものとして同法施行令第7条第3項に定める場合を含む)に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となると当社取締役会が認めた者をいう。
- 11 ある者の関連者とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者をいう。「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則第3条第3項に定義される)をいう。
- (h) 本新株予約権の譲渡
本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要する。
- (i) 当社による本新株予約権の取得
① 当社は、本新株予約権の行使期間の初日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別に定める日において、すべての本新株予約権を無償で取得することができるものとする。
② 当社は、当社取締役会が別に定める日において、特定買付者等以外の者が有する本新株予約権のうち当社取締役会が定める当該日の前営業日までに未行使の本新株予約権のすべてを取得し、これと引き換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができる。当社はかかる本新株予約権の取得を複数回行うことができる。

なお、上記に用いられる用語の定義及び詳細については、資料3「新株予約権無償割当ての要項」をご参照されたい。

(4) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、平成22年6月開催予定の定時株主総会終結の時までとする。

但し、かかる有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランを変更または廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従いその時点で変更または廃止されるものとする。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとする。なお、当社取締役の任期は2年であり、その選任及び解任は株主総会における普通決議をもって行なう。

また、当社取締役会は、本プランに反しない範囲、または会社法、証券取引法、その他の法令もしくは証券取引所規則の変更またはこれらの解釈・運用の変更、または税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲で独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、または変更する場合がある。

当社は、本プランが廃止または変更された場合には、当該廃止または変更の事実及び(変更の場合には)変更内容その他当社取締役会または独立委員会が適切と認める事項について、情報開示を速やかに行う。

5 本プランの合理性

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則)を全て充足しています。また、株式会社ジャスダック証券取引所が平成18年3月31日に発表した「買収防衛策の導入に係る上場制度の整備等について」に定める尊重義務(開示の十分性、透明性、流通市場への影響、株主の権利の尊重)を全て充足しています。

(2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株式に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

(3) 株主意思を重視するものであること

上記4(4)「本プランの有効期間、廃止及び変更」に記載したとおり、本プランの有効期間は平成22年6月開催予定の定時株主総会終結の時までであります。当該株主総会までに開催される当社株主総会において、本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更または廃止されることとなります。以上の意味において、本プランの消長及び内容は、当社株主総会の意思に基づくことになっております。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの導入に当たり、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために本プランの発動等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として独立委員会を設置します。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社の社外監査役、社外取締役または社外の有識者から選任される委員3名以上により構成されます。

また、独立委員会の判断概要については必要に応じ株主の皆様へ情報開示をすることとし、当社の企業価値・株主共同の利益に資する範囲で本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

(5) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記4(1)「本プランの発動に係る手続」(d)及び4(2)「本新株予約権の無償割当ての要件」にて記載したとおり、予め定められた合理的客観的発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

(6) 第三者専門家の意見の取得

上記4(1)「本プランの発動に係る手続」(c)にて記載したとおり、買付者等が出現すると、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家)の助言を得ることができることにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保された仕組みとなっています。

(7) デッドハンド型もしくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記4(4)「本プランの有効期間、廃止及び変更」に記載したとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができることから、当社の株券等を大量に買い付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型(取締役会の構成の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)でもありません。なお、当社取締役の任期は2年であり、その選任及び解任は株主総会における普通決議をもって行ないます。(取締役の解任要件を加重しておりません。)

6 株主の皆様への影響

(1) 本プランの導入時に株主の皆様にご与える影響

本プランは、株主の皆様が大量買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見等を提供し、さらには株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保障することを目的としています。これにより、株主の皆様は、十分な情報を取得して、大量買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが株主の皆様の共同の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、本プランの設定は、株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行う上で前提となるものであり、株主及び投資家の皆様との共同の利益に資するものであると考えております。

前述の4(2)において述べたように、買付者等が本プランを遵守するか否かにより当該買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、買付者等の動向にご注意ください。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主の皆様にご与える影響

当社取締役会が本新株予約権の無償割当て決議において、別途定める割当て期日における株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1個を上限として取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で、本新株予約権が無償で割当てられます。仮に、株主の皆様が、権利行使期間内に、所定の行使価額等の金銭の払い込みその他下記(3)「本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様が必要となる手続」(b)において記述する本新株予約権の行使にかかる手続を経なければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化することになります。但し、当社は、下記(3)「本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様が必要となる手続」(c)に記載する手続により、特定買付者等以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引き換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続をとった場合、特定買付者等以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使及び所定の行使価額相当の金銭の払込みをすることなく、当社株式を受領することとなるため、保有する当社株式の希釈化は生じません。

なお、上記4(1)「本プランの発動に係る手続」(d)に記載するとおり、当社は、一旦本新株予約権無償割当て決議がなされた場合であっても、本新株予約権の無償割当ての効力発生日の前日までにこれを中止したり、本新株予約権の無償割当ての効力発生日後、本新株予約権の行使期間の初日の前日までは無償割当てされた本新株予約権を無償取得する場合があります。これらの場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じ、不測の損害を被る可能性があります。

(3) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様にご必要となる手続

(a) 名義書換の手続

当社取締役会において、本新株予約権の無償割当てを実施することを決議した場合には、当社は、本新株予約権の無償割当ての割当て期日を公告します。割当て期日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主の皆様は、新株予約権が無償にて割当てられるので、株主の皆様においては、速やかに株式の名義書換手続を行う必要があります。証券保管振替機構に対する預託を行っている株券については、名義書換手続は不要です。

なお、割当て期日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込みの手続き等は不要です。

(b) 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当て期日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書(行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日等の必要事項、及び株主ご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします)その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付します。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様におかれては、本新株予約権の行使期間内に、これらの必要書類を提出した上、本新株予約権1個当たり金1円を下限とし、当社株式1株の時価の50%相当額を上限として当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において定める価格を払込取扱場所に払込むことにより、1個の本新株予約権につき、原則として1株の当社株式が発行されることとなります。

(c) 本新株予約権の取得の手続き

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続きに従い、当社取締役会が別途定める日において本新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式を株主の皆様へ交付することがあります。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が特定買付者等ではないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式をご提出いただくことがあります。

上記のほか、割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法の詳細につき、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、株主の皆様に対して公表または通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

(資料1)

「独立委員会規程の概要」

- 1 独立委員会は、当社取締役会の決議により設置される。
- 2 独立委員会の委員は、3名以上とし、当社経営陣から独立している、(1)当社の社外監査役、(2)当社の社外取締役または(3)社外の有識者のいずれかに該当するものの中から当社取締役会が選任する。但し、社外の有識者は、実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者またはこれらに準ずる者とし、また、別途当社が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者とする。
- 3 独立委員会の委員の任期は、選任の時から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の締結の時までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。また、社外取締役、社外監査役で独立委員会委員である者が取締役、監査役でなくなった場合には、独立委員会委員の任期も同時に終了する。
- 4 独立委員会は、必要に応じて、当社の取締役、監査役、従業員その他必要と認めるものを出席させ、その意見または説明を求めることができる。
- 5 独立委員会は、随時開催できることとし、その決議は委員の全員が出席し、その過半数をもって行う。但し、委員に事故あるときその他やむをえない事由があるときは、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 6 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定内容を、理由を付して当社取締役会に対して勧告する。独立委員会は、決議の事実とその概要その他独立委員会が適切と判断する事項について、自らまたは当社取締役会を通じて、速やかに情報開示を行う。
なお、独立委員会の各委員は、決定等にあたっては、当社の企業価値・株主共同の利益に資するかどうかの観点からこれを行うことを要し、専ら自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
 - (1) 本プランの対象となる買付等への該当性の判断
 - (2) 本プランに係る新株予約権の無償割当ての実施または不実施
 - (3) 本プランに係る新株予約権の無償割当ての中止または無償取得
 - (4) 本プランの廃止または変更(但し、変更については、本プランの基本方針に反しない範囲、または、会社法、証券取引法、その他の法令もしくは証券取引所規則の変更またはこれらの解釈・運用の変更、または税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲に限る。)

- (5) 買付者等及び当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報、意見、代替案、資料の決定及びその回答期限
 - (6) 独立委員会の検討期間の設定(但し、原則として対価を円価現金のみとする公開買付による当社全株式の場合は原則として60日間を超えない検討期間とし、その他の大規模買付行為の場合は原則として90日間を超えない検討期間とする)及び当該期間の延長、再延長
 - (7) その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項
- 7 独立委員会は、6に定める事項に加え、以下の各号に記載される事項を行うことができる。
- (1) 買付者等の買付等の内容の精査・検討
 - (2) 買付者等との交渉・協議
 - (3) 代替案の検討
 - (4) 株主に対する代替案の提示
 - (5) その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項
 - (6) 当社の取締役会が、別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項
- 8 独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む)の助言を得ること等ができる。

(資料2)

「独立委員会委員の氏名及び略歴」

田中 恭雄 (たなか やすお)

(略歴)

昭和42年4月 株式会社三和銀行(現株式会社三菱東京UFJ銀行) 入行
平成4年7月 同行奈良支店長
平成8年6月 日本圧着端子製造株式会社 入社
取締役総務部長兼財務部長
平成11年11月 日圧総業株式会社 取締役社長
平成16年6月 株式会社カワタ 常勤監査役(現在)

軸丸 欣哉 (じくまる きんや)

(略歴)

平成10年4月 弁護士登録
平成10年4月 淀屋橋合同法律事務所(現弁護士法人淀屋橋・山上合同) 入所(現在)
平成18年6月 株式会社カワタ 非常勤監査役(現在)

富來 真一郎 (とみき しんいちろう)

(略歴)

平成14年10月 弁護士登録
平成14年10月 弁護士法人淀屋橋・山上合同 入所(現在)

(資料3)

「新株予約権無償割当ての要項」

I 新株予約権無償割当てに関する事項の決定

(1) 新株予約権の内容及び数

新株に割り当てる新株予約権(以下、個別にまたは総称して「新株予約権」という)の内容は下記IIに記載されるところに基づくものとし、新株予約権の数は、当社取締役会が新株予約権の無償割当て決議(以下「新株予約権無償割当て決議」という)において別途定める割当て期日(以下「割当て期日」という)における当社の最終の発行済み株式総数(但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除する)と同数を上限として、当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める数とする。

(2) 割当て対象株主

割当て期日における当社の最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された当社以外の株主に対し、その保有する株式1株につき新株予約権1個を上限として当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で、新株予約権を無償で割り当てる。

(3) 新株予約権の無償割当ての効力発生日

当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める日とする。

II 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

- ① 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下「対象株式数」という)は、1株とする。但し、当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、対象株式数は次の算式により調整されるものとし、調整結果の結果生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとし、現金による調整は行わない。
調整後対象株式数=調整前対象株式数×分割・併合の比率
- ② 調整後対象株式数は、株式の分割の場合はその基準日の翌日以降、株式の併合の場合はその効力発生日の翌日以降、これを適用する。
- ③ 上記①に定めるほか、株式無償割当て、合併、会社分割等当社の発行済み株式数(但し、当社の有する当社株式の数を除く)の変更または変更の可能性を生ずる行為を行う場合で、対象株式数の調整を必要とするときには、株式無償割当て、合併、会社分割その他の行為の条件等を勘案のうえ、対象株式数につき合理的な調整を行うものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価格

- ① 新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価格は、行使価格(下記②に定義される)に対象株式を乗じた価格とする。
- ② 新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株あたりの価格(以下「行使価格」という)は金1円を下限とし、当社株式1株の時価の50%相当額を上限として当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める価格とする。

(3) 新株予約権の行使期間

新株予約権の無償割当ての効力発生日または新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日を初日とし、1ヶ月間から2ヶ月間までの範囲で当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とする。ただし下記(7)②の規定に基づき当社による新株予約権の取得がなされる場合、当該取得にかかる新株予約権についての行使期間は、当該取得日の前営業日までとする。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込みの取扱場所の休業日に当たるときは、その翌営業日を最終日とする。

(4) 新株予約権の行使条件

- ① (i) 特定大量保有者、(ii) 特定大量保有者の共同保有者、(iii) 特定大量買付者、(iv) 特定大量買付者の特別関係者、もしくは(v) 上記(i)ないし(iv)に該当する者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは継承した者、または、(vi) 上記(i)ないし(v)記載の者の関連者(以下、(i)ないし(vi)に該当する者を総称して「特定買付者等」という)は、新株予約権を行使することができない。

なお、上記に用いられる用語は次のとおり定義される。

- (a) 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等(証券取引法第27条の23第1項に定義される。以下別段の定めがない限り同じ)の保有者(同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含む)で、当該株券等に係る株券等保有割合(同法第27条の23第4項に定義される)が20%以上となると当社取締役会が認めた者をいう。
- (b) 「共同保有者」とは、証券取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含む。
- (c) 「特定大量買付者」とは公開買付(証券取引法第27条の2第6項に定義される)によって当社が発行者である株券等(同法第27条の2第1項に定義される。以下本(c)において同じ)の買付等(同法第27条の2第1項に定義される。以下本(c)において同じ)を行う旨の公告を行った者で、当該買付等の後におけるその者の所有(これに準ずるものとして同法施行令第7条第3項に定める場合を含む)に係る株券等の株券等所有割合(同法第27条の2第8項に定義される。以下同じ)がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上になると当社取締役会が認めた者をいう。
- (d) 「特別関係者」とは、証券取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む)をいう。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付の開示に関する内閣府令第3条第1項で定める者を除く。

- (e) ある者の「関係者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者をいう。「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義される）をいう。
- ② 上記①にかかわらず、下記(a)ないし(d)の各号に記載される者は、特定大量保有者または特定大量買付者に該当しないものとする。
- (a) 当社、当社の子会社(財務諸表等の用語、株式及び作成方法に関する規則第8条第3項に定義される)または当社の関連会社(同規則第8条第5項に定義される)
- (b) 当社を支配する意図がなく上記①(a)に記載する要件に該当することになった者である旨当社取締役会が認めたものであって、かつ上記①(a)の特定大量保有者に該当することになった後10日間(但し、当社取締役会がかかる期間を延長することができる)以内にその保有する当社の株券等を処分等することにより上記①(a)の特定大量保有者に該当しなくなった者
- (c) 当社による自己株式取得その他の理由により、自己の意思によることなく、上記(a)の特定大量保有者に該当することになった者である旨当社取締役会が認めた者(但し、その後、自己の意思により当社の株券等を新たに取得した場合を除く)
- (d) その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値または株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者(特定買付者等に該当すると当社取締役会が認めた者についても、当社の企業価値または株主共同の利益に反しないと当社取締役会は別途認めることができ、また、一定の条件の下に当社の企業価値または株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた場合には、当該条件が満たされている場合に限る)
- ③ 適用ある外国の法令上、当該法令の管轄地域に所在する新株予約権を行使させるに際し、(i)所定の手続きの履行もしくは(ii)所定の条件(一定期間の行使禁止、所定の書類の提出を含む)の充足、または(iii)その双方(以下「準拠法行使手続・条件」と総称する)が必要とされる場合には、当該管轄地域に所在する者は、当該準拠法行使手続・条件がすべて履行または充足されたと当社取締役会が認めた場合に限り新株予約権を行使することができ、これが充足されたと当社取締役会が認めない場合には新株予約権を行使することができない。なお、当該管轄地域に所在する者に新株予約権を行使させるに際し当社が履行または充足することが必要とされる準拠法行使手続・条件については、当社取締役会としてこれを履行または充足する義務を負わない。また、当該管轄地域における法令上認められない場合には、当該管轄地域に所在する者は、新株予約権を行使することができない。
- ④ 上記③にかかわらず、米国に所在する者は、当社に対し、(i)自らが米国1933年証券法ルール501(a)に定義する適格投資家(accredited investor)であることを表明、保証し、かつ(ii)その保有する新株予約権の行使の結果取得する当社普通株式の転売は株式会社ジャスダック証券取引所における普通取引(但し、事前の取決めに基づかず、かつ事前の勧誘を行わないものとする)によってのみこれを行うことを誓約した場合に限り、当該新株予約権を行使することができる。当社は、かかる場合に限り、当該米国に所在する者が当該新株予約権を行使するために当社が履行または充足することが必要とされる米国1933年証券法レギュレーションD及び米国州法にかかる準拠法行使手続・条件を履行または充足するものとする。なお、米国における法令の変更等の理由により、米国に所在する者が上記(i)及び(ii)を充足しても米国証券法上適法に新株予約権の行使を認めることができないと当社取締役会が認める場合には、米国に所在する者は、新株予約権を行使することができない。
- ⑤ 新株予約権を有する者は、当社に対し、自らが特定買付者等に該当せず、かつ、特定買付者等に該当する者のために行使しようとしているものではないこと、及び新株予約権の行使条件を充足していること等の表明・保証条項、補償条項その他当社が定める事項を誓約する書面並びに法令等により必要とされる書面を提出した場合に限り、新株予約権を行使することができるものとする。
- ⑥ 新株予約権を有する者が本(4)の規定により、新株予約権を行使することができない場合であっても、当社は当該新株予約権を有する者に対して、損害賠償責任その他の責任を一切負わないものとする。
- (5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
新株予約権の行使により当社株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条に従い算出される資本金等増加限度額全額とし、資本準備金は増加しないものとする。
- (6) 新株予約権の譲渡制限
- ① 新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要する。

- ② 新株予約権を譲渡しようとする者が日本国外に所在する者であって、上記(4)③の規定により新株予約権を行使することができない者(特定買付者等を除く)であるときは、当社取締役会は、以下の事由等を勘案して上記①の承認をするか否かを決定する。
- (a) 当該管轄地域に所在する者による新株予約権の全部または一部の譲渡による取得に関し、譲渡人及び譲受人が作成し署名または記名捺印した差入書(下記(b)ないし(d)に関する表明・保証条項、補償条項及び違約金条項を含む)が提出されているか否か
 - (b) 譲渡人及び譲受人が特定買付者等に該当しないことが明らかか否か
 - (c) 譲受人が当該管轄地域に所在しない者であり、かつ、当該管轄地域に所在する者のために譲り受けしようとしている者ではないことが明らかであるか否か
 - (d) 譲受人が特定買付者等のために譲受しようとしている者でないことが明らかか否か
- (7) 当社による新株予約権の取得
- ① 当社は、新株予約権の行使期間の初日の前日までの間いつでも、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別に定める日において、すべての新株予約権を無償で取得することができる。
 - ② 当社は、当社取締役会が別に定める日において、特定買付者等以外の者が有する本新株予約権のうち当社取締役会が定める当該日の前営業日までに未行使の本新株予約権のすべてを取得し、これと引き換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができる。当社はかかる本新株予約権の取得を複数回行うことができる。
- (8) 合併(合併により当社が消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換、及び株式移転の場合の新株予約権の交付及びその条件
当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途決定する。
- (9) 新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。
- (10) 法令の改正等による修正
上記で引用する法令の規定は、平成19年5月14日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以降、法令の新設または改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の定義等に修正を加える必要が生じた場合には、当社取締役会において、当該新設または改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の定義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとする。

4 【経営上の重要な契約等】

当中間連結会計期間において、新たに締結した経営上の重要な契約等はありません。

5 【研究開発活動】

当社グループは「業界トップの技術」のカワタグループとして、「高機能かつ操作性に優れた」プラスチック加工合理化機器の独自製品の研究開発を進めるとともに、長期成長の基盤となるべき新技術の基礎的研究と新規分野製品の開発に取り組んでおります。

当中間連結会計期間における事業の種類別セグメントの研究開発状況は、次のとおりであります。

(1) プラスチック製品製造機器事業

当事業分野における研究開発費の金額は67,005千円であり、主な内容は次のとおりであります。

- ① 汎用小型脱湿乾燥機DFシリーズのDF-15ZA~75ZAをモデルチェンジし、次期モデルをDFAシリーズとして、DFA-15Z、25Z、50Z、75Zを開発いたしました。

主な変更点は、以下のとおりであります。

- ・小型化による設置面積改善(約25%対旧モデル比)
- ・新型吸着筒機構を採用したことによる乾燥露点改善($\Delta 40^{\circ}\text{C}$)
- ・エネルギー効率及びユーティリティ改善のため、水冷式を空冷式に熱交換器を変更(省エネ率約30%対旧モデル比)
- ・コントロールパネルデザイン変更による視認性の改善
- ・メンテナンス性の改善

- ② 精密微量計量混合機能を搭載した質量計量混合機を開発し、ACA-Eシリーズとして6月に開催されたPLATEX OSAKA 2007に出展すると共に、受注を開始いたしました。

- ③ 中・小型光学用射出成形に対応するためヒータ・ポンプの能力アップを計り、型締力400トンクラス以下の光学レンズ等の成形にマッチした金型温度調節機「KCT II-10012HHDN/B・8006HHDN/B」を完成させました。

(2) 新規事業

当事業分野における研究開発費の金額は50,418千円であり、主な内容は次のとおりであります。

- ① 環境分野では、58期の樹脂物性値を利用した下記廃プラスチックの分別技術の確立を踏まえ、実務レベルの実験機を設置し、受注活動をいたしました。

- ・汎用3樹脂(ポリエチレン、ポリプロピレン、ポリスチレン)
- ・軟質塩化ビニル
- ・硬質塩化ビニル、PET、硬質プラスチック、熱硬化性樹脂

- ② 微細発泡プラスチック新素材(MCF)関連では、新しい供給方式の炭酸ガス供給装置を開発いたしました。この装置は、前期開発いたしましたピストン式ガス供給機に、冷却装置を組み込む事により安定したガス注入を実現した製品で、現在現場にて使用されロングラン評価中です。

なお、上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	20,000,000
計	20,000,000

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (平成19年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成19年12月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	7,210,000	7,210,000	ジャスダック 証券取引所	—
計	7,210,000	7,210,000	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【ライツプランの内容】

当社は当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)について、平成19年5月14日開催の取締役会において決議、導入し、平成19年6月28日開催の第58期定時株主総会において承認されましたが、当該買収防衛策に基づく新株予約権は発行しておりませんので、該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成19年4月1日～ 平成19年9月30日	—	7,210,000	—	977,142	—	1,069,391

(5) 【大株主の状況】

氏名又は名称	住所	平成19年9月30日現在	
		所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
カワタ共伸会	大阪市西区阿波座1-15-15	573	7.94
バンクオブニューヨークジーシーエム クライアントアカウントジェイピーア ールディアイエスジーエフイーエイシ ー(常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB イギリス (東京都千代田区丸の内2-7-1 決済事業部)	444	6.15
カワタ従業員持株会	大阪市西区阿波座1-15-15	366	5.08
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2-7-1	356	4.93
株式会社レイケン	東京都中央区日本橋茅場町3-7-6	300	4.16
太田敏正	大阪府堺市南区	250	3.47
川田昌美	大阪市西成区	215	2.99
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	150	2.08
川田修弘	大阪市西成区	144	2.00
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1-6-6 日本生命証券管理部内	137	1.90
計	—	2,938	40.75

(注) 1 カワタ共伸会は、当社の主要な仕入先等の持株会であります。

2 タワー投資顧問株式会社から大量保有報告書の提出があり(報告義務発生日 平成17年6月30日)、次のとおり株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当中間会計期間末現在における当該法人名義の実質的
所有株式数の確認ができませんので、上記「大株主の状況」には含めておりません。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
タワー投資顧問株式会社	東京都港区芝大門1-12-16	450	6.24

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成19年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 20,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 7,134,000	7,134	—
単元未満株式	普通株式 56,000	—	—
発行済株式総数	7,210,000	—	—
総株主の議決権	—	7,134	—

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式552株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成19年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社カワタ	大阪市西区阿波座 1—15—15	20,000	—	20,000	0.3
計	—	20,000	—	20,000	0.3

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成19年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	651	597	616	614	591	531
最低(円)	585	549	555	577	520	520

(注) 最高・最低株価は、ジャスダック証券取引所におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)は、改正前の中間連結財務諸表規則に基づき、当中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)は、改正後の中間連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)は、改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)は、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)及び前中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の中間連結財務諸表及び中間財務諸表について、並びに、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)及び当中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の中間連結財務諸表及び中間財務諸表について、新日本監査法人の中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成19年3月31日)				
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)			
(資産の部)										
I 流動資産										
1 現金及び預金		2,009,485		2,389,185		2,246,868				
2 受取手形及び売掛金	※4	5,425,023		5,196,685		5,005,038				
3 たな卸資産		1,616,292		1,736,872		1,766,899				
4 繰延税金資産		198,069		177,345		147,319				
5 その他		130,475		206,922		102,560				
貸倒引当金		△133,688		△115,856		△120,140				
流動資産合計		9,245,658	77.7	9,591,154	79.4	9,148,545	78.2			
II 固定資産										
(1) 有形固定資産	※1 ※2									
1 建物及び構築物		906,233		882,021		898,339				
2 土地	※3	610,348		608,123		606,687				
3 その他		244,977	1,761,559	14.8	273,996	1,764,141	14.6	265,730	1,770,756	15.1
(2) 無形固定資産										
1 のれん		122,402		90,513		103,111				
2 その他		57,592	179,995	1.5	55,006	145,519	1.2	57,637	160,749	1.4
(3) 投資その他の資産										
1 投資有価証券		359,326		316,803		350,717				
2 繰延税金資産		121,066		85,176		83,188				
3 その他		261,673		201,278		206,243				
貸倒引当金		△28,224	713,841	6.0	△17,844	585,414	4.8	△23,076	617,073	5.3
固定資産合計			2,655,396	22.3		2,495,075	20.6		2,548,579	21.8
資産合計			11,901,054	100.0		12,086,230	100.0		11,697,125	100.0

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(負債の部)							
I 流動負債							
1	※4	2,061,937		2,044,951		1,859,832	
2	※2	950,260		730,260		725,260	
3		258,147		204,537		211,063	
4		116,034		152,763		170,612	
5		8,350		9,650		18,600	
6		694,899		804,907		724,416	
		4,089,628	34.4	3,947,069	32.6	3,709,784	31.7
II 固定負債							
1	※2	1,400,000		1,400,000		1,400,000	
2	※2	86,430		46,170		81,300	
3		240,273		254,443		255,561	
4		124,075		103,368		134,382	
5		61,587		—		—	
6		—		39,567		—	
7		6,022		4,190		5,333	
		1,918,389	16.1	1,847,739	15.3	1,876,577	16.1
		6,008,017	50.5	5,794,809	47.9	5,586,362	47.8
(純資産の部)							
I 株主資本							
1		977,142		977,142		977,142	
2		1,069,391		1,069,391		1,069,391	
3		3,517,378		3,889,551		3,673,263	
4		△7,918		△10,992		△8,845	
		5,555,993	46.7	5,925,092	49.0	5,710,951	48.8
II 評価・換算差額等							
1		116,204		75,912		111,472	
2		△1,088		—		△679	
3		△8,230		117,173		46,765	
		106,885	0.9	193,086	1.6	157,558	1.3
III 少数株主持分							
		230,157	1.9	173,242	1.5	242,253	2.1
		5,893,037	49.5	6,291,421	52.1	6,110,763	52.2
		11,901,054	100.0	12,086,230	100.0	11,697,125	100.0

② 【中間連結損益計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)					
		金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)				
I 売上高	※1		7,369,449	100.0		7,703,914	100.0		14,295,849	100.0	
II 売上原価			5,483,913	74.4		5,599,367	72.7		10,541,160	73.7	
売上総利益			1,885,536	25.6		2,104,546	27.3		3,754,688	26.3	
III 販売費及び一般管理費			1,383,250	18.8		1,567,514	20.3		2,916,402	20.4	
営業利益			502,285	6.8		537,032	7.0		838,285	5.9	
IV 営業外収益											
1 受取利息			6,404			8,338			14,779		
2 受取配当金			3,594			3,783			4,352		
3 負ののれん償却額			—			4,665			—		
4 クレーム補償金			9,483			—			11,025		
5 その他		16,432	35,914	0.5	24,642	41,429	0.5	32,503	62,661	0.4	
V 営業外費用											
1 支払利息		19,002			17,128			35,476			
2 コミットメント ライン手数料		11,841			8,698			13,727			
3 為替差損		9,646			6,580			10,799			
4 その他		6,851	47,341	0.6	7,844	40,252	0.5	19,464	79,468	0.6	
経常利益			490,859	6.7		538,209	7.0		821,478	5.7	
VI 特別利益											
1 貸倒引当金戻入益		23,400			—			33,556			
2 投資有価証券売却益		—			—			1,471			
3 関係会社事業損失 引当金戻入額		—	23,400	0.3	—	—	—	3,472	38,501	0.3	
VII 特別損失											
1 固定資産除売却損等	※2	4,416			—			8,880			
2 減損損失	※3	—	4,416	0.1	—	—	—	4,979	13,859	0.1	
税金等調整前 中間(当期)純利益			509,843	6.9		538,209	7.0		846,120	5.9	
法人税、住民税 及び事業税		241,037			222,804			314,285			
法人税等調整額		△29,707	211,329	2.8	△8,180	214,624	2.8	62,617	376,903	2.6	
少数株主利益			34,858	0.5		35,365	0.5		45,176	0.3	
中間(当期)純利益			263,655	3.6		288,219	3.7		424,040	3.0	

③ 【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日残高(千円)	977,142	1,069,391	3,345,948	△6,175	5,386,306
中間連結会計期間中の変動額					
利益処分による剰余金の配当			△71,968		△71,968
利益処分による役員賞与			△20,257		△20,257
中間純利益			263,655		263,655
自己株式の取得				△1,742	△1,742
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)					
中間連結会計期間中の変動額合計(千円)	—	—	171,430	△1,742	169,687
平成18年9月30日残高(千円)	977,142	1,069,391	3,517,378	△7,918	5,555,993

	評価・換算差額等				少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計		
平成18年3月31日残高(千円)	151,912	—	733	152,645	212,217	5,751,170
中間連結会計期間中の変動額						
利益処分による剰余金の配当						△71,968
利益処分による役員賞与						△20,257
中間純利益						263,655
自己株式の取得						△1,742
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)	△35,708	△1,088	△8,963	△45,760	17,939	△27,820
中間連結会計期間中の変動額合計(千円)	△35,708	△1,088	△8,963	△45,760	17,939	141,868
平成18年9月30日残高(千円)	116,204	△1,088	△8,230	106,885	230,157	5,893,037

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成19年3月31日残高(千円)	977,142	1,069,391	3,673,263	△8,845	5,710,951
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当			△71,931		△71,931
中間純利益			288,219		288,219
自己株式の取得				△2,146	△2,146
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)					
中間連結会計期間中の変動額合計(千円)	—	—	216,287	△2,146	214,140
平成19年9月30日残高(千円)	977,142	1,069,391	3,889,551	△10,992	5,925,092

	評価・換算差額等				少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計		
平成19年3月31日残高(千円)	111,472	△679	46,765	157,558	242,253	6,110,763
中間連結会計期間中の変動額						
剰余金の配当						△71,931
中間純利益						288,219
自己株式の取得						△2,146
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)	△35,560	679	70,408	35,527	△69,011	△33,483
中間連結会計期間中の変動額合計(千円)	△35,560	679	70,408	35,527	△69,011	180,657
平成19年9月30日残高(千円)	75,912	—	117,173	193,086	173,242	6,291,421

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日残高(千円)	977,142	1,069,391	3,345,948	△6,175	5,386,306
連結会計年度中の変動額					
利益処分による剰余金の配当			△71,968		△71,968
利益処分による役員賞与			△24,757		△24,757
当期純利益			424,040		424,040
自己株式の取得				△2,670	△2,670
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計 (千円)	—	—	327,315	△2,670	324,645
平成19年3月31日残高(千円)	977,142	1,069,391	3,673,263	△8,845	5,710,951

	評価・換算差額等				少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計		
平成18年3月31日残高(千円)	151,912	—	733	152,645	212,217	5,751,170
連結会計年度中の変動額						
利益処分による剰余金の配当						△71,968
利益処分による役員賞与						△24,757
当期純利益						424,040
自己株式の取得						△2,670
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△40,440	△679	46,031	4,912	30,035	34,948
連結会計年度中の変動額合計 (千円)	△40,440	△679	46,031	4,912	30,035	359,593
平成19年3月31日残高(千円)	111,472	△679	46,765	157,558	242,253	6,110,763

④ 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度の 要約連結キャッシュ・ フロー計算書
		(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)
I 営業活動による キャッシュ・フロー				
1 税金等調整前中間(当期) 純利益		509,843	538,209	846,120
2 減価償却費		70,640	75,057	147,190
3 減損損失		—	—	4,979
4 のれん償却額		17,490	13,437	34,980
5 貸倒引当金の増減額		△24,840	△12,571	△45,712
6 製品保証引当金の増減額		△199	△17,849	54,378
7 役員賞与引当金の増減額		8,350	△8,950	18,600
8 退職給付引当金の増減額		△5,843	△2,442	8,430
9 役員退職慰労 引当金の増減額		4,167	△31,014	14,474
10 受取利息及び受取配当金		△9,998	△12,121	△19,132
11 支払利息		19,002	17,128	35,476
12 為替差損益		△1,595	△920	△7,190
13 関係会社事業損失引当金 戻入額		—	—	△3,472
14 投資有価証券売却益		—	—	△1,471
15 売上債権の増減額		△450,923	△109,235	42,683
16 たな卸資産の増減額		231,155	△2,747	116,166
17 仕入債務の増減額		137,822	137,740	△129,004
18 役員賞与の支払額		△23,300	—	△27,800
19 その他		4,047	3,538	51,923
小計		485,819	587,260	1,141,619
20 利息及び配当金の受取額		9,998	12,121	19,132
21 利息の支払額		△18,967	△17,188	△36,066
22 法人税等の支払額		△125,988	△230,421	△251,993
営業活動による キャッシュ・フロー		350,861	351,771	872,691
II 投資活動による キャッシュ・フロー				
1 有形固定資産の 取得による支出		△58,029	△38,084	△128,141
2 有形固定資産の 売却による収入		934	1,843	3,445
3 投資有価証券の 取得による支出		△298	△25,942	△298
4 投資有価証券の 売却による収入		—	—	2,142
5 積立保険金の解約 による収入		162,585	—	218,698
6 少数株主からの株式購入 による支出		—	△56,676	—
7 その他		△3,324	△2,224	△68,263
投資活動による キャッシュ・フロー		101,866	△121,085	27,583

		前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度の 要約連結キャッシュ・ フロー計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
区分	注記 番号	金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)
III 財務活動による キャッシュ・フロー				
1 短期借入金を増減額		△675,000	△25,000	△900,000
2 長期借入れによる収入		30,000	—	30,000
3 長期借入金の返済 による支出		△11,130	△5,130	△16,260
4 自己株式の取得による 支出		△1,742	△2,146	△2,670
5 配当金の支払額		△71,551	△71,741	△71,853
6 少数株主への配当金の 支払額		△14,500	△13,000	△15,402
財務活動による キャッシュ・フロー		△743,924	△117,017	△976,185
IV 現金及び現金同等物に 係る換算差額		△3,253	28,649	18,842
V 現金及び現金同等物の増減額		△294,450	142,317	△57,067
VI 現金及び現金同等物の 期首残高		2,303,935	2,246,868	2,303,935
VII 現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高	※1	2,009,485	2,389,185	2,246,868

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1 連結の範囲に関する事項	<p>子会社はカワタU. S. A. I N C.、カワタパシフィックP T E. L T D.、カワタエンジM F G. S D N. B H D.、カワタマーケティングS D N. B H D.、川田(上海)有限公司、川田機械製造(上海)有限公司、(株)サーモテック、カワタタイランドC O., L T D.、(株)カワタテクノサービス、川田国際股份有限公司、川田機械香港有限公司、川田(天津)国際貿易有限公司及びエム・エルエンジニアリング(株)の13社であり、すべて連結しております。</p>	<p>子会社はカワタU. S. A. I N C.、カワタパシフィックP T E. L T D.、カワタエンジM F G. S D N. B H D.、カワタマーケティングS D N. B H D.、川田(上海)有限公司、川田機械製造(上海)有限公司、(株)サーモテック、カワタタイランドC O., L T D.、(株)カワタテクノサービス、川田国際股份有限公司、川田機械香港有限公司及びエム・エルエンジニアリング(株)の12社であり、すべて連結しております。</p>	<p>子会社はカワタU. S. A. I N C.、カワタパシフィックP T E. L T D.、カワタエンジM F G. S D N. B H D.、カワタマーケティングS D N. B H D.、川田(上海)有限公司、川田機械製造(上海)有限公司、(株)サーモテック、カワタタイランドC O., L T D.、(株)カワタテクノサービス、川田国際股份有限公司、川田機械香港有限公司及びエム・エルエンジニアリング(株)の12社であり、すべて連結しております。なお、川田(天津)国際貿易有限公司は当連結会計年度中に清算終了しております。</p>
2 持分法の適用に関する事項	<p>関連会社は(株)カワタラピッドジャパンの1社であります。当該会社は従来持分法を適用しておりましたが清算手続に入ったことに伴い、清算費用見込額(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため当中間連結会計期間より持分法適用範囲から除外しております。</p>	<p>該当事項はありません。</p>	<p>関連会社の(株)カワタラピッドジャパンは従来持分法を適用しておりましたが、当連結会計年度中に清算終了したことに伴い、当連結会計年度より持分法適用範囲から除外しております。</p>
3 連結子会社の(中間)決算日等に関する事項	<p>子会社の中間決算日は、エム・エルエンジニアリング(株)を除き、いずれも6月30日であり、差異が3ヶ月を超えないため当該中間決算日現在の中間財務諸表によっておりますが、中間連結決算日との間に生じた重要な取引については、中間連結財務諸表作成上必要な調整を行っております。なお、エム・エルエンジニアリング(株)の中間決算日は中間連結決算日と一致しております。</p>	<p>同左</p>	<p>子会社の決算日は、エム・エルエンジニアリング(株)を除き、いずれも12月31日であり、差異が3ヶ月を超えないため当該決算日現在の財務諸表によっておりますが、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結財務諸表作成上必要な調整を行っております。なお、エム・エルエンジニアリング(株)の決算日は連結決算日と一致しております。</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>4 会計処理基準に関する事項</p> <p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p>	<p>(イ)有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 中間決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定することにしております。) 時価のないもの 移動平均法による原価法</p> <p>(ロ)たな卸資産</p> <p>a 製品・仕掛品 親会社は個別法による低価法、子会社は個別法による原価法</p> <p>b 材料 親会社は移動平均法による低価法、子会社は移動平均法による原価法</p> <p>(ハ)デリバティブ 時価法</p> <p>(イ)有形固定資産 当社、国内子会社3社及び在外子会社1社は定率法を、在外子会社9社は定額法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に本邦で取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法を採用しております。取得原価で建物及び構築物の26.3%、その他の23.3%が定額法により償却されております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <p>建物及び構築物 50年～3年 その他 20年～2年</p>	<p>(イ)有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 同左</p> <p>時価のないもの 同左</p> <p>(ロ)たな卸資産 同左</p> <p>(ハ)デリバティブ 同左</p> <p>(イ)有形固定資産 当社及び国内子会社</p> <p>① 建物(建物附属設備を除く)</p> <p>a 平成10年3月31日以前に取得したものについては旧定率法によっております。</p> <p>b 平成10年4月1日から平成19年3月31日までに取得したものについては旧定額法によっております。</p> <p>c 平成19年4月1日以降に取得したものについては定額法によっております。</p> <p>② 建物以外(建物附属設備を含む)</p> <p>a 平成19年3月31日以前に取得したものについては旧定率法によっております。</p> <p>b 平成19年4月1日以降に取得したものについては定率法によっております。</p> <p>在外子会社 定額法によっております。</p>	<p>(イ)有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定することにしております。) 時価のないもの 同左</p> <p>(ロ)たな卸資産 同左</p> <p>(ハ)デリバティブ 同左</p> <p>(イ)有形固定資産 当社及び国内子会社3社は定率法を、在外子会社9社は定額法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に本邦で取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法を採用しております。取得原価で建物及び構築物の27.4%、その他の27.9%が定額法により償却されております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <p>建物及び構築物 50年～3年 その他 20年～2年</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		<p>なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <p>建物及び構築物 50年～3年 その他 20年～2年 (会計処理の変更)</p> <p>法人税法の改正(「所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日 法律第6号」及び「法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号」)に伴い、当中間連結会計期間より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。</p> <p>これにより売上原価は231千円、販売費及び一般管理費は159千円増加し、売上総利益は231千円、営業利益、経常利益及び税金等調整前中間純利益はそれぞれ391千円減少しております。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。 (追加情報)</p> <p>当中間連結会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。</p> <p>これにより売上原価は800千円、販売費及び一般管理費は990千円増加し、売上総利益は800千円、営業利益、経常利益及び税金等調整前中間純利益はそれぞれ1,790千円減少しております。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p>	

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
(3) 重要な引当金の計上基準	<p>(ロ)無形固定資産 定額法によっております。 ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法</p> <p>(イ)貸倒引当金 売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については信用リスクのランクごとに区分した貸倒実績を勘案した率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(ロ)製品保証引当金 販売した製品のアフターサービス費用・クレーム費用の支出に備えるため、売上高を基準とした過去の実績率で計算した保証期間内の発生費用見積額を計上しております。</p>	<p>(ロ)無形固定資産 同左</p> <p>(イ)貸倒引当金 同左</p> <p>(ロ)製品保証引当金 同左</p> <p>(会計処理の変更) 連結子会社である川田機械製造(上海)有限公司は、従来、製品のアフターサービス費用・クレーム費用は修理作業等の発生時に計上していましたが、当中間連結会計期間から、売上高を基準とした過去の実績率で計算した将来の発生見積額を製品保証引当金に計上する方法に変更しております。この変更は、同社において、中国国外への輸出取引の増加等を含め、従来以上に高い品質水準が求められる傾向にあることから、アフターサービス費用・クレーム費用の管理体制の強化を進めてきたことに伴い、当中間連結会計期間から、過去の実績率で将来の修理費用を見積もることが可能となったことにより、期間損益計算の適正化を図るために行ったものであります。</p>	<p>(ロ)無形固定資産 同左</p> <p>(イ)貸倒引当金 同左</p> <p>(ロ)製品保証引当金 販売した製品のアフターサービス費用・クレーム費用の支出に備えるため、売上高を基準とした過去の実績率で計算した保証期間内の発生費用見積額を計上しております。</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(ハ) 役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当連結会計年度における支給見込額の当中間連結会計期間負担額を計上しております。</p> <p>(会計処理の変更) 当中間連結会計期間より「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年11月29日 企業会計基準第4号)を適用しております。これにより販売費及び一般管理費は8,350千円増加し、営業利益、経常利益及び税金等調整前中間純利益はそれぞれ同額減少しております。なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p> <p>(ニ) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当中間連結会計期間末における退職給付債務の見込額に基づき、発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>(ホ) 役員退職慰労引当金 役員の退職により支給する退職慰労金に充てるため、内規に基づく中間期末退職慰労金要支給額の100%を計上しております。</p> <p>(ヘ) 関係会社事業損失引当金 関係会社の事業の損失に備えるため、関連会社の債務超過額のうち当社負担見込額について、当該関連会社への債権額を超える額を計上しております。</p>	<p>この変更により、売上原価は11,105千円増加し、売上総利益、営業利益、経常利益及び税金等調整前中間純利益はそれぞれ同額減少しております。なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p> <p>(ハ) 役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当連結会計年度における支給見込額の当中間連結会計期間負担額を計上しております。</p> <p>(ニ) 退職給付引当金 同左</p> <p>(ホ) 役員退職慰労引当金 同左</p> <p>—————</p>	<p>(ハ) 役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。</p> <p>(会計処理の変更) 当連結会計年度より「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年11月29日 企業会計基準第4号)を適用しております。これにより販売費及び一般管理費は18,600千円増加し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ同額減少しております。なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p> <p>(ニ) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき、発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>(ホ) 役員退職慰労引当金 役員の退職により支給する退職慰労金に充てるため、内規に基づく期末退職慰労金要支給額の100%を計上しております。</p> <p>—————</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
(4) 重要な外貨建の 資産又は負債の 本邦通貨への換 算の基準	外貨建金銭債権債務は、 中間連結決算日の直物為替 相場により円貨に換算し、 換算差額は損益として処理 しております。なお、在外 子会社の資産及び負債、収 益及び費用は、子会社の中 間決算日の直物為替相場に より円貨に換算し、換算差 額は純資産の部における為 替換算調整勘定及び少数株 主持分に含めております。	同左	外貨建金銭債権債務は、 連結決算日の直物為替相 場により円貨に換算し、換 算差額は損益として処理し ております。なお、在外子 会社の資産及び負債、収益 及び費用は、子会社の決 算日の直物為替相場により 円貨に換算し、換算差額は 純資産の部における為替 換算調整勘定及び少数株 主持分に含めております。
(5) 重要なリース取 引の処理方法	リース物件の所有権が借 主に移転すると認められる もの以外のファイナンス・ リース取引については、通 常の賃貸借取引に係る方 法に準じた会計処理によ っております。	同左	同左
(6) 重要なヘッジ会 計の方法	(イ)ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によ っております。ただし、為 替予約取引については、 振当処理の要件を満たし ている場合は振当処理に よっております。 (ロ)ヘッジ手段とヘッジ対 象 (ヘッジ手段) 為替予約 金利スワップ (ヘッジ対象) 外貨建売掛金・買掛 金 借入金 (ハ)ヘッジ方針 為替予約取引につ いては、輸出・輸入に係る 為替変動リスクに備える ため、その残高は外貨建 売掛金・買掛金の期中平 均残高を超えない方針を とっております。 金利スワップ取引につ いては、金利変動リスク を低減するため、借入金 残高の範囲内で行う方 針をとっております。	(イ)ヘッジ会計の方法 同左 (ロ)ヘッジ手段とヘッジ対 象 同左 (ハ)ヘッジ方針 同左	(イ)ヘッジ会計の方法 同左 (ロ)ヘッジ手段とヘッジ対 象 同左 (ハ)ヘッジ方針 同左

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
(7) その他(中間)連結財務諸表作成のための重要な事項	(ニ)ヘッジの有効性評価の方法 ヘッジの開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。ただし、為替予約取引の振当処理については有効性の評価の判定を省略しております。 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。	(ニ)ヘッジの有効性評価の方法 同左 消費税等の会計処理 同左	(ニ)ヘッジの有効性評価の方法 同左 消費税等の会計処理 同左
5 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項	全面時価評価法	同左	同左
6 のれん及び負ののれんの償却に関する事項	のれんは、発生日以後5年間で均等償却しております。	のれん及び負ののれんは、のれんが発生した都度、かつ子会社ごとに判断し、その金額の重要性が乏しい場合を除き、子会社の実態に基づいた適切な償却期間において定額法により償却することとしております。	のれんは、発生日以後5年間で均等償却しております。
7 (中間)連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。	同左	同左

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等</p> <p>当中間連結会計期間から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。</p> <p>なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は5,663,967千円であります。</p> <p>中間連結財務諸表規則の改正により、当中間連結会計期間における中間連結財務諸表は、改正後の中間連結財務諸表規則により作成しております。</p>	———	<p>貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等</p> <p>当連結会計年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。</p> <p>なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は5,869,189千円であります。</p> <p>連結財務諸表規則の改正により、当連結会計年度における連結財務諸表は、改正後の連結財務諸表規則により作成しております。</p>

表示方法の変更

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)
<p>(中間連結貸借対照表)</p> <p>「連結調整勘定」は当中間連結会計期間から「のれん」として表示しております。</p> <p>(中間連結損益計算書)</p> <p>前中間連結会計期間において営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「クレーム補償金」(前中間連結会計期間3,254千円)は、営業外収益総額の100分の10を超えたため、当中間連結会計期間から独立掲記しております。</p> <p>(中間キャッシュ・フロー計算書)</p> <p>「連結調整勘定償却額」は当中間連結会計期間から「のれん償却額」として表示しております。</p>	<p>(中間連結貸借対照表)</p> <p>のれん及び負ののれんについては、前中間連結会計期間においては両者を相殺した差額を「のれん」として表示しておりましたが、負ののれんについて金額的重要性が増したため、当中間連結会計期間から「負ののれん」(前中間連結会計期間末4,316千円)として独立掲記しております。</p> <p>(中間連結損益計算書)</p> <p>前中間連結会計期間において販売費及び一般管理費の「のれん償却額」に含めて表示しておりました「負ののれん償却額」(前中間連結会計期間612千円)については金額的重要性が増したため、当中間連結会計期間から独立掲記しております。</p>

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)																																																																																																						
<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額は1,952,364千円であります。</p> <p>※2 担保に供している資産 有形固定資産のうち、次の固定資産は短期借入金、社債及び長期借入金に対する銀行保証の担保に供しております。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">(担保に供している資産)</th> <th colspan="2">(担保に対応する債務)</th> </tr> <tr> <th colspan="2">千円</th> <th colspan="2">千円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物及び構築物</td> <td>583,521</td> <td>短期借入金</td> <td>345,333</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>333,569</td> <td>社債に対する銀行保証</td> <td>637,976</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>長期借入金に対する銀行保証</td> <td>66,690</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>917,090</td> <td>計</td> <td>1,050,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>※3 土地には未利用地17,830千円が含まれております。</p> <p>※4 中間連結会計期間末日満期手形の処理 中間連結会計期間末日満期手形は、手形交換日をもって決済処理しております。従って、当中間連結会計期間末日は金融機関の休日であったため、中間連結会計期間末日満期手形が以下の科目に含まれております。</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>受取手形</td> <td>223,567千円</td> </tr> <tr> <td>支払手形</td> <td>7,330千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>5 コミットメントライン(特定融資枠契約) 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引金融機関6社とコミットメントライン(特定融資枠契約)を締結しております。この契約に基づく当中間連結会計期間末の借入未実行残高は次のとおりであります。</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>コミットメントラインの総額</td> <td>1,500,000千円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td>400,000</td> </tr> <tr> <td>借入未実行残高</td> <td>1,100,000</td> </tr> </tbody> </table>	(担保に供している資産)		(担保に対応する債務)		千円		千円		建物及び構築物	583,521	短期借入金	345,333	土地	333,569	社債に対する銀行保証	637,976			長期借入金に対する銀行保証	66,690	計	917,090	計	1,050,000	受取手形	223,567千円	支払手形	7,330千円	コミットメントラインの総額	1,500,000千円	借入実行残高	400,000	借入未実行残高	1,100,000	<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額は2,056,685千円であります。</p> <p>※2 担保に供している資産 有形固定資産のうち、次の固定資産は短期借入金、社債及び長期借入金に対する銀行保証の担保に供しております。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">(担保に供している資産)</th> <th colspan="2">(担保に対応する債務)</th> </tr> <tr> <th colspan="2">千円</th> <th colspan="2">千円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物及び構築物</td> <td>546,105</td> <td>短期借入金</td> <td>222,666</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>333,569</td> <td>社債に対する銀行保証</td> <td>770,903</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>長期借入金に対する銀行保証</td> <td>56,430</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>879,674</td> <td>計</td> <td>1,050,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>※3 同左</p> <p>※4 中間連結会計期間末日満期手形の処理 中間連結会計期間末日満期手形は、手形交換日をもって決済処理しております。従って、当中間連結会計期間末日は金融機関の休日であったため、中間連結会計期間末日満期手形が以下の科目に含まれております。</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>受取手形</td> <td>123,822千円</td> </tr> <tr> <td>支払手形</td> <td>1,228千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>5 コミットメントライン(特定融資枠契約) 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引金融機関6社とコミットメントライン(特定融資枠契約)を締結しております。この契約に基づく当中間連結会計期間末の借入未実行残高は次のとおりであります。</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>コミットメントラインの総額</td> <td>1,500,000千円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td>200,000</td> </tr> <tr> <td>借入未実行残高</td> <td>1,300,000</td> </tr> </tbody> </table>	(担保に供している資産)		(担保に対応する債務)		千円		千円		建物及び構築物	546,105	短期借入金	222,666	土地	333,569	社債に対する銀行保証	770,903			長期借入金に対する銀行保証	56,430	計	879,674	計	1,050,000	受取手形	123,822千円	支払手形	1,228千円	コミットメントラインの総額	1,500,000千円	借入実行残高	200,000	借入未実行残高	1,300,000	<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額は1,993,100千円であります。</p> <p>※2 担保に供している資産 有形固定資産のうち、次の固定資産は短期借入金、社債及び長期借入金に対する銀行保証の担保に供しております。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">(担保に供している資産)</th> <th colspan="2">(担保に対応する債務)</th> </tr> <tr> <th colspan="2">千円</th> <th colspan="2">千円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物及び構築物</td> <td>567,434</td> <td>短期借入金</td> <td>222,666</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>333,569</td> <td>社債に対する銀行保証</td> <td>765,773</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>長期借入金に対する銀行保証</td> <td>61,560</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>901,003</td> <td>計</td> <td>1,050,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>※3 同左</p> <p>※4 連結会計年度末日満期手形の処理 連結会計年度末日満期手形は、手形交換日をもって決済処理しております。従って、当連結会計年度末日は金融機関の休日であったため、連結会計年度末日満期手形が以下の科目に含まれております。</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>受取手形</td> <td>116,075千円</td> </tr> <tr> <td>支払手形</td> <td>25,183千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>5 コミットメントライン(特定融資枠契約) 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引金融機関6社とコミットメントライン(特定融資枠契約)を締結しております。この契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>コミットメントラインの総額</td> <td>1,500,000千円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td>200,000</td> </tr> <tr> <td>借入未実行残高</td> <td>1,300,000</td> </tr> </tbody> </table>	(担保に供している資産)		(担保に対応する債務)		千円		千円		建物及び構築物	567,434	短期借入金	222,666	土地	333,569	社債に対する銀行保証	765,773			長期借入金に対する銀行保証	61,560	計	901,003	計	1,050,000	受取手形	116,075千円	支払手形	25,183千円	コミットメントラインの総額	1,500,000千円	借入実行残高	200,000	借入未実行残高	1,300,000
(担保に供している資産)		(担保に対応する債務)																																																																																																						
千円		千円																																																																																																						
建物及び構築物	583,521	短期借入金	345,333																																																																																																					
土地	333,569	社債に対する銀行保証	637,976																																																																																																					
		長期借入金に対する銀行保証	66,690																																																																																																					
計	917,090	計	1,050,000																																																																																																					
受取手形	223,567千円																																																																																																							
支払手形	7,330千円																																																																																																							
コミットメントラインの総額	1,500,000千円																																																																																																							
借入実行残高	400,000																																																																																																							
借入未実行残高	1,100,000																																																																																																							
(担保に供している資産)		(担保に対応する債務)																																																																																																						
千円		千円																																																																																																						
建物及び構築物	546,105	短期借入金	222,666																																																																																																					
土地	333,569	社債に対する銀行保証	770,903																																																																																																					
		長期借入金に対する銀行保証	56,430																																																																																																					
計	879,674	計	1,050,000																																																																																																					
受取手形	123,822千円																																																																																																							
支払手形	1,228千円																																																																																																							
コミットメントラインの総額	1,500,000千円																																																																																																							
借入実行残高	200,000																																																																																																							
借入未実行残高	1,300,000																																																																																																							
(担保に供している資産)		(担保に対応する債務)																																																																																																						
千円		千円																																																																																																						
建物及び構築物	567,434	短期借入金	222,666																																																																																																					
土地	333,569	社債に対する銀行保証	765,773																																																																																																					
		長期借入金に対する銀行保証	61,560																																																																																																					
計	901,003	計	1,050,000																																																																																																					
受取手形	116,075千円																																																																																																							
支払手形	25,183千円																																																																																																							
コミットメントラインの総額	1,500,000千円																																																																																																							
借入実行残高	200,000																																																																																																							
借入未実行残高	1,300,000																																																																																																							

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																																														
<p>※1 販売費及び一般管理費のうち、主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table> <tr><td>運賃諸掛</td><td>115,542千円</td></tr> <tr><td>販売手数料</td><td>9,950</td></tr> <tr><td>役員報酬及び給与手当</td><td>538,714</td></tr> <tr><td>福利厚生費</td><td>106,541</td></tr> <tr><td>役員賞与引当金繰入額</td><td>8,350</td></tr> <tr><td>退職給付費用</td><td>11,825</td></tr> <tr><td>役員退職慰労引当金繰入額</td><td>8,467</td></tr> <tr><td>賃借料</td><td>51,935</td></tr> <tr><td>研究開発費</td><td>88,970</td></tr> <tr><td>のれん償却額</td><td>17,490</td></tr> </table>	運賃諸掛	115,542千円	販売手数料	9,950	役員報酬及び給与手当	538,714	福利厚生費	106,541	役員賞与引当金繰入額	8,350	退職給付費用	11,825	役員退職慰労引当金繰入額	8,467	賃借料	51,935	研究開発費	88,970	のれん償却額	17,490	<p>※1 販売費及び一般管理費のうち、主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table> <tr><td>運賃諸掛</td><td>108,628千円</td></tr> <tr><td>販売手数料</td><td>20,507</td></tr> <tr><td>役員報酬及び給与手当</td><td>587,139</td></tr> <tr><td>福利厚生費</td><td>104,407</td></tr> <tr><td>貸倒引当金繰入額</td><td>6,005</td></tr> <tr><td>役員賞与引当金繰入額</td><td>9,650</td></tr> <tr><td>退職給付費用</td><td>22,902</td></tr> <tr><td>役員退職慰労引当金繰入額</td><td>13,256</td></tr> <tr><td>賃借料</td><td>63,478</td></tr> <tr><td>研究開発費</td><td>117,284</td></tr> <tr><td>のれん償却額</td><td>18,102</td></tr> </table>	運賃諸掛	108,628千円	販売手数料	20,507	役員報酬及び給与手当	587,139	福利厚生費	104,407	貸倒引当金繰入額	6,005	役員賞与引当金繰入額	9,650	退職給付費用	22,902	役員退職慰労引当金繰入額	13,256	賃借料	63,478	研究開発費	117,284	のれん償却額	18,102	<p>※1 販売費及び一般管理費のうち、主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table> <tr><td>運賃諸掛</td><td>246,989千円</td></tr> <tr><td>販売手数料</td><td>30,189</td></tr> <tr><td>役員報酬及び給与手当</td><td>1,109,048</td></tr> <tr><td>福利厚生費</td><td>201,170</td></tr> <tr><td>役員賞与引当金繰入額</td><td>18,600</td></tr> <tr><td>退職給付費用</td><td>38,432</td></tr> <tr><td>役員退職慰労引当金繰入額</td><td>19,574</td></tr> <tr><td>賃借料</td><td>113,695</td></tr> <tr><td>研究開発費</td><td>188,826</td></tr> <tr><td>のれん償却額</td><td>34,980</td></tr> </table>	運賃諸掛	246,989千円	販売手数料	30,189	役員報酬及び給与手当	1,109,048	福利厚生費	201,170	役員賞与引当金繰入額	18,600	退職給付費用	38,432	役員退職慰労引当金繰入額	19,574	賃借料	113,695	研究開発費	188,826	のれん償却額	34,980
運賃諸掛	115,542千円																																																															
販売手数料	9,950																																																															
役員報酬及び給与手当	538,714																																																															
福利厚生費	106,541																																																															
役員賞与引当金繰入額	8,350																																																															
退職給付費用	11,825																																																															
役員退職慰労引当金繰入額	8,467																																																															
賃借料	51,935																																																															
研究開発費	88,970																																																															
のれん償却額	17,490																																																															
運賃諸掛	108,628千円																																																															
販売手数料	20,507																																																															
役員報酬及び給与手当	587,139																																																															
福利厚生費	104,407																																																															
貸倒引当金繰入額	6,005																																																															
役員賞与引当金繰入額	9,650																																																															
退職給付費用	22,902																																																															
役員退職慰労引当金繰入額	13,256																																																															
賃借料	63,478																																																															
研究開発費	117,284																																																															
のれん償却額	18,102																																																															
運賃諸掛	246,989千円																																																															
販売手数料	30,189																																																															
役員報酬及び給与手当	1,109,048																																																															
福利厚生費	201,170																																																															
役員賞与引当金繰入額	18,600																																																															
退職給付費用	38,432																																																															
役員退職慰労引当金繰入額	19,574																																																															
賃借料	113,695																																																															
研究開発費	188,826																																																															
のれん償却額	34,980																																																															
<p>※2 固定資産除売却損等の主な内容は、次のとおりであります。</p> <table> <tr><td>機械装置除却損</td><td>2,055千円</td></tr> <tr><td>車両運搬具除却損</td><td>1,717</td></tr> </table>	機械装置除却損	2,055千円	車両運搬具除却損	1,717	<p>※2 ———</p>	<p>※2 固定資産除売却損等の主な内容は、次のとおりであります。</p> <table> <tr><td>機械及び装置除却損</td><td>3,972千円</td></tr> <tr><td>車両運搬具除却損</td><td>1,839</td></tr> <tr><td>工具器具及び備品除却損</td><td>1,660</td></tr> <tr><td>建物除却損</td><td>981</td></tr> </table>	機械及び装置除却損	3,972千円	車両運搬具除却損	1,839	工具器具及び備品除却損	1,660	建物除却損	981																																																		
機械装置除却損	2,055千円																																																															
車両運搬具除却損	1,717																																																															
機械及び装置除却損	3,972千円																																																															
車両運搬具除却損	1,839																																																															
工具器具及び備品除却損	1,660																																																															
建物除却損	981																																																															
<p>※3 ———</p>	<p>※3 ———</p>	<p>※3 減損損失</p> <p>当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>マレーシア国 ネグリセム ピラン州</td> <td>遊休地</td> <td>土地</td> <td>4,979</td> </tr> </tbody> </table> <p>当社グループは、事業の種類別セグメントを基礎に各事業におけるキャッシュ・フローの管理区分をグルーピングの単位としております。</p> <p>カワタエンジMFG. SDN. BHD. が所有する上記土地については、今後使用する見込がなくなったため、帳簿価額を売却可能見込額まで減額し、減損損失4,979千円として特別損失に計上しております。</p>	場所	用途	種類	減損損失 (千円)	マレーシア国 ネグリセム ピラン州	遊休地	土地	4,979																																																						
場所	用途	種類	減損損失 (千円)																																																													
マレーシア国 ネグリセム ピラン州	遊休地	土地	4,979																																																													

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自平成18年4月1日至平成18年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当中間連結会計期間末
普通株式(株)	7,210,000	—	—	7,210,000

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当中間連結会計期間末
普通株式(株)	13,188	2,352	—	15,540

(注) 自己株式の増加は、単元未満株式の買取によるものであります。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成18年6月29日 定時株主総会	普通株式	71,968	10.00	平成18年3月31日	平成18年6月30日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間後となるもの

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自平成19年4月1日至平成19年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当中間連結会計期間末
普通株式(株)	7,210,000	—	—	7,210,000

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当中間連結会計期間末
普通株式(株)	16,815	3,737	—	20,552

(注) 自己株式の増加は、単元未満株式の買取によるものであります。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年6月28日 定時株主総会	普通株式	71,931	10.00	平成19年3月31日	平成19年6月29日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間後となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年11月14日 取締役会	普通株式	利益剰余金	35,947	5.00	平成19年9月30日	平成19年12月11日

前連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	7,210,000	—	—	7,210,000

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	13,188	3,627	—	16,815

(注) 自己株式の増加は、単元未満株式の買取によるものであります。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年6月29日 定時株主総会	普通株式	71,968	10.00	平成18年3月31日	平成18年6月30日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年6月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	71,931	10.00	平成19年3月31日	平成19年6月29日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
現金及び預金 2,009,485千円	現金及び預金 2,389,185千円	現金及び預金 2,246,868千円
現金及び現金同等物 2,009,485千円	現金及び現金同等物 2,389,185千円	現金及び現金同等物 2,246,868千円

[次へ](#)

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)																																																												
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 1 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 1 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 1 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額																																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (千円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (千円)</th> <th>中間期末残高相当額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物及び構築物</td> <td>17,520</td> <td>3,337</td> <td>14,182</td> </tr> <tr> <td>機械装置及び運搬具</td> <td>10,740</td> <td>1,677</td> <td>9,062</td> </tr> <tr> <td>有形固定資産その他</td> <td>116,834</td> <td>84,553</td> <td>32,280</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>145,094</td> <td>89,568</td> <td>55,525</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	中間期末残高相当額 (千円)	建物及び構築物	17,520	3,337	14,182	機械装置及び運搬具	10,740	1,677	9,062	有形固定資産その他	116,834	84,553	32,280	計	145,094	89,568	55,525	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (千円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (千円)</th> <th>中間期末残高相当額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物及び構築物</td> <td>17,520</td> <td>5,840</td> <td>11,680</td> </tr> <tr> <td>機械装置及び運搬具</td> <td>13,800</td> <td>4,433</td> <td>9,367</td> </tr> <tr> <td>有形固定資産その他</td> <td>75,368</td> <td>31,673</td> <td>43,694</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>106,688</td> <td>41,946</td> <td>64,741</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	中間期末残高相当額 (千円)	建物及び構築物	17,520	5,840	11,680	機械装置及び運搬具	13,800	4,433	9,367	有形固定資産その他	75,368	31,673	43,694	計	106,688	41,946	64,741	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (千円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (千円)</th> <th>期末残高相当額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物及び構築物</td> <td>17,520</td> <td>4,588</td> <td>12,931</td> </tr> <tr> <td>機械装置及び運搬具</td> <td>10,740</td> <td>2,902</td> <td>7,837</td> </tr> <tr> <td>有形固定資産その他</td> <td>120,484</td> <td>93,268</td> <td>27,215</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>148,744</td> <td>100,759</td> <td>47,984</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)	建物及び構築物	17,520	4,588	12,931	機械装置及び運搬具	10,740	2,902	7,837	有形固定資産その他	120,484	93,268	27,215	計	148,744	100,759	47,984
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	中間期末残高相当額 (千円)																																																											
建物及び構築物	17,520	3,337	14,182																																																											
機械装置及び運搬具	10,740	1,677	9,062																																																											
有形固定資産その他	116,834	84,553	32,280																																																											
計	145,094	89,568	55,525																																																											
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	中間期末残高相当額 (千円)																																																											
建物及び構築物	17,520	5,840	11,680																																																											
機械装置及び運搬具	13,800	4,433	9,367																																																											
有形固定資産その他	75,368	31,673	43,694																																																											
計	106,688	41,946	64,741																																																											
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)																																																											
建物及び構築物	17,520	4,588	12,931																																																											
機械装置及び運搬具	10,740	2,902	7,837																																																											
有形固定資産その他	120,484	93,268	27,215																																																											
計	148,744	100,759	47,984																																																											
2 未経過リース料中間期末残高相当額 1年以内 18,706千円 1年超 40,853 計 59,559	2 未経過リース料中間期末残高相当額 1年以内 17,546千円 1年超 47,766 計 65,313	2 未経過リース料期末残高相当額 1年以内 15,991千円 1年超 32,452 計 48,443																																																												
3 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 12,417千円 減価償却費相当額 11,998 支払利息相当額 317	3 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 8,802千円 減価償却費相当額 8,495 支払利息相当額 418	3 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 23,706千円 減価償却費相当額 22,900 支払利息相当額 572																																																												
4 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法 (1) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とした定額法によっております。 (2) 利息相当額の算定方法 リース物件のうち重要なものについては、リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。なお、その他のリース物件の取得価額相当額及び未経過リース料中間期末残高相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によって算定しております。	4 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法 (1) 減価償却費相当額の算定方法 同左 (2) 利息相当額の算定方法 同左	4 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法 (1) 減価償却費相当額の算定方法 同左 (2) 利息相当額の算定方法 リース物件のうち重要なものについては、リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。なお、その他のリース物件の取得価額相当額及び未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によって算定しております。																																																												
(減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありません。	(減損損失について) 同左	(減損損失について) 同左																																																												

(有価証券関係)

前中間連結会計期間末(平成18年9月30日)

1 その他有価証券で時価のある有価証券

区分	取得原価(千円)	中間連結貸借対照表計上額(千円)	差額(千円)
株式	156,913	352,543	195,630
計	156,913	352,543	195,630

(注) 表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。

2 時価評価されていない有価証券

区分	中間連結貸借対照表計上額(千円)
その他有価証券 非上場株式	6,782

当中間連結会計期間末(平成19年9月30日)

1 その他有価証券で時価のある有価証券

区分	取得原価(千円)	中間連結貸借対照表計上額(千円)	差額(千円)
株式	182,212	310,020	127,808
計	182,212	310,020	127,808

(注) 表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。

2 時価評価されていない有価証券

区分	中間連結貸借対照表計上額(千円)
その他有価証券 非上場株式	6,782

前連結会計年度末(平成19年3月31日)

1 その他有価証券で時価のある有価証券

区分	取得原価(千円)	連結貸借対照表計上額(千円)	差額(千円)
株式	156,269	343,935	187,665
計	156,269	343,935	187,665

(注) 表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。

2 時価評価されていない有価証券

区分	連結貸借対照表計上額(千円)
その他有価証券 非上場株式	6,782

(デリバティブ取引関係)

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引を除き、時価等の開示の対象となるデリバティブ取引を利用しておりませんので、該当事項はありません。	同左	同左

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

[前へ](#)

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	プラスチック 製品製造機器 事業(千円)	新規事業 (千円)	計(千円)	消去又は全社 (千円)	連結(千円)
売上高					
(1) 外部顧客に 対する売上高	7,149,899	219,550	7,369,449	—	7,369,449
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—	—
計	7,149,899	219,550	7,369,449	—	7,369,449
営業費用	6,607,967	259,196	6,867,163	—	6,867,163
営業利益(△は損失)	541,932	△39,646	502,285	—	502,285

(注) 1 事業区分は製品の種類、性質、製造方法、販売市場等の類似性を考慮して行っております。各事業の内容は次のとおりであります。

事業区分	主な事業内容
プラスチック製品製造 機器事業	プラスチック材料等の貯蔵、輸送、混練、計量、乾燥、着色等の各工程の合理化機器の自動化システム及び金型の温度調節機器(金型温調機及び金型冷却機)の製造・販売・保守サービス
新規事業	粉砕機及び環境保全関連等の各工程の合理化機器の自動化システムの製造・販売・保守サービス 食品材料、医薬品原料等の貯蔵、輸送、混練、計量、乾燥、着色等の各工程の合理化機器の自動化システムの製造・販売・保守サービス及び微細発泡プラスチック新素材(MCF)製造成形機の製造・販売・保守サービス

2 「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」の(会計処理の変更)に記載のとおり、当中間連結会計期間より「役員賞与に関する会計基準」を適用しております。この適用により、従来の方法によった場合に比べ、当中間連結会計期間の営業費用は「プラスチック製品製造機器事業」セグメントで8,106千円、「新規事業」セグメントで243千円それぞれ増加し、営業利益はそれぞれ同額減少しております。

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	プラスチック 製品製造機器 事業(千円)	新規事業 (千円)	計(千円)	消去又は全社 (千円)	連結(千円)
売上高					
(1) 外部顧客に 対する売上高	7,446,346	257,567	7,703,914	—	7,703,914
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—	—
計	7,446,346	257,567	7,703,914	—	7,703,914
営業費用	6,837,804	329,077	7,166,881	—	7,166,881
営業利益(△は損失)	608,542	△71,509	537,032	—	537,032

(注) 1 事業区分は製品の種類、性質、製造方法、販売市場等の類似性を考慮して行っております。各事業の内容は次のとおりであります。

事業区分	主な事業内容
プラスチック製品製造機器事業	プラスチック材料等の貯蔵、輸送、混練、計量、乾燥、着色等の各工程の合理化機器の自動化システム及び金型の温度調節機器(金型温度調節機及び金型冷却機)の製造・販売・保守サービス
新規事業	粉砕機及び環境保全関連等の各工程の合理化機器の自動化システムの製造・販売・保守サービス 食品材料、医薬品原料等の貯蔵、輸送、混練、計量、乾燥、着色等の各工程の合理化機器の自動化システムの製造・販売・保守サービス及び微細発泡プラスチック新素材(MCF)製造成形機の製造・販売・保守サービス

- 2 「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」の(会計処理の変更)に記載のとおり、当中間連結会計期間より平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。これにより、従来の方法によった場合に比べ、当中間連結会計期間の営業費用は「プラスチック製品製造機器事業」セグメントで391千円増加し、営業利益は同額減少しております。
- 3 「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」の(追加情報)に記載のとおり、当中間連結会計期間より平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。これにより、従来の方法によった場合に比べ、当中間連結会計期間の営業費用は「プラスチック製品製造機器事業」セグメントで1,790千円増加し、営業利益は同額減少しております。
- 4 「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」の(会計処理の変更)に記載のとおり、当中間連結会計期間より連結子会社である川田機械製造(上海)有限公司は製品保証引当金を計上しております。これにより、従来の方法によった場合に比べ、当中間連結会計期間の営業費用は「プラスチック製品製造機器事業」セグメントで11,105千円増加し、営業利益は同額減少しております。

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	プラスチック製品製造機器事業(千円)	新規事業(千円)	計(千円)	消去又は全社(千円)	連結(千円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	13,802,274	493,575	14,295,849	—	14,295,849
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	—	—	—
計	13,802,274	493,575	14,295,849	—	14,295,849
営業費用	12,886,219	571,343	13,457,563	—	13,457,563
営業利益(△は損失)	916,054	△77,768	838,285	—	838,285

(注) 1 事業区分は製品の種類、性質、製造方法、販売市場等の類似性を考慮して行っております。各事業の内容は次のとおりであります。

事業区分	主な事業内容
プラスチック製品製造機器事業	プラスチック材料等の貯蔵、輸送、混練、計量、乾燥、着色等の各工程の合理化機器の自動化システム及び金型の温度調節機器(金型温度調節機及び金型冷却機)の製造・販売・保守サービス
新規事業	粉砕機及び環境保全関連等の各工程の合理化機器の自動化システムの製造・販売・保守サービス 食品材料、医薬品原料等の貯蔵、輸送、混練、計量、乾燥、着色等の各工程の合理化機器の自動化システムの製造・販売・保守サービス及び微細発泡プラスチック新素材(MCF)製造成形機の製造・販売・保守サービス

- 2 「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」の(会計処理の変更)に記載のとおり、当連結会計年度より「役員賞与に関する会計基準」を適用しております。この適用により、従来の方法によった場合に比べ、当連結会計年度の営業費用は「プラスチック製品製造機器事業」セグメントで18,143千円、「新規事業」セグメントで456千円それぞれ増加し、営業利益はそれぞれ同額減少しております。

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	日本(千円)	中国(千円)	その他の地域(千円)	計(千円)	消去又は全社(千円)	連結(千円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	5,764,728	640,990	963,729	7,369,449	—	7,369,449
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	233,287	280,141	24,596	538,025	(538,025)	—
計	5,998,016	921,131	988,326	7,907,474	(538,025)	7,369,449
営業費用	5,598,683	889,627	931,229	7,419,540	(552,376)	6,867,163
営業利益	399,332	31,504	57,096	487,934	14,351	502,285

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度及び経済活動の類似性によっております。

2 各区分に属する主な国又は地域

その他の地域……アメリカ合衆国・シンガポール・マレーシア・タイ・台湾

3 「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」の(会計処理の変更)に記載のとおり、当中間連結会計期間より「役員賞与に関する会計基準」を適用しております。この適用により、従来の方法によった場合に比べ、「日本」セグメントの営業費用は8,350千円増加し、営業利益は同額減少しております。

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	日本(千円)	中国(千円)	その他の地域(千円)	計(千円)	消去又は全社(千円)	連結(千円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	5,738,363	705,750	1,259,800	7,703,914	—	7,703,914
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	382,828	366,738	56,347	805,914	(805,914)	—
計	6,121,192	1,072,488	1,316,147	8,509,828	(805,914)	7,703,914
営業費用	5,715,263	1,013,771	1,233,640	7,962,675	(795,793)	7,166,881
営業利益	405,928	58,717	82,506	547,153	(10,120)	537,032

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度及び経済活動の類似性によっております。

2 各区分に属する主な国又は地域

その他の地域……アメリカ合衆国・シンガポール・マレーシア・タイ・台湾

3 「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」の(会計処理の変更)に記載のとおり、当中間連結会計期間より平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。これにより、従来の方法によった場合に比べ、当中間連結会計期間の営業費用は「日本」セグメントで391千円増加し、営業利益は同額減少しております。

4 「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」の(追加情報)に記載のとおり、当中間連結会計期間より平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。これにより、従来の方法によった場合に比べ、当中間連結会計期間の営業費用は「日本」セグメントで1,790千円増加し、営業利益は同額減少しております。

5 「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」の(会計処理の変更)に記載のとおり、当中間連結会計期間より連結子会社である川田機械製造(上海)有限公司は製品保証引当金を計上しております。これにより、従来の方法によった場合に比べ、当中間連結会計期間の営業費用は「中国」セグメントで11,105千円増加し、営業利益は同額減少しております。

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	日本(千円)	中国(千円)	その他の 地域(千円)	計(千円)	消去又は全社 (千円)	連結(千円)
売上高						
(1) 外部顧客に 対する売上高	11,053,526	1,364,021	1,878,301	14,295,849	—	14,295,849
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	608,384	626,706	76,770	1,311,861	(1,311,861)	—
計	11,661,910	1,990,728	1,955,072	15,607,711	(1,311,861)	14,295,849
営業費用	11,019,714	1,900,912	1,871,299	14,791,926	(1,334,362)	13,457,563
営業利益	642,196	89,815	83,773	815,784	22,500	838,285

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度及び経済活動の類似性によっております。

2 各区分に属する主な国又は地域

その他の地域……アメリカ合衆国・シンガポール・マレーシア・タイ・台湾

3 「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」の(会計処理の変更)に記載のとおり、当連結会計年度より「役員賞与に関する会計基準」を適用しております。この適用により、従来の方法によった場合に比べ、「日本」セグメントの営業費用は18,600千円増加し、営業利益は同額減少しております。

【海外売上高】

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	東アジア	東南アジア	北米	その他の地域	計
I 海外売上高(千円)	994,457	748,875	304,214	50,233	2,097,780
II 連結売上高(千円)					7,369,449
III 連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	13.5	10.2	4.1	0.7	28.5

- (注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。
 2 各区分に属する主な国又は地域
 (1) 東アジア……中国・韓国・台湾・香港
 このうち、中国における売上高は638,691千円(連結売上高に占める割合8.7%)であります。
 (2) 東南アジア……タイ・マレーシア・ベトナム・シンガポール・フィリピン
 (3) 北米……アメリカ合衆国
 (4) その他の地域……メキシコ・インド
 3 海外売上高は、当社及び子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	東アジア	東南アジア	北米	その他の地域	計
I 海外売上高(千円)	1,277,198	804,642	319,046	215,998	2,616,886
II 連結売上高(千円)					7,703,914
III 連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	16.6	10.4	4.1	2.8	34.0

- (注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。
 2 各区分に属する主な国又は地域
 (1) 東アジア……中国・台湾・香港・韓国
 このうち、中国における売上高は778,592千円(連結売上高に占める割合10.1%)であります。
 (2) 東南アジア……タイ・シンガポール・マレーシア・ベトナム・インドネシア
 (3) 北米……アメリカ合衆国
 (4) その他の地域……メキシコ・サウジアラビア
 3 海外売上高は、当社及び子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	東アジア	東南アジア	北米	その他の地域	計
I 海外売上高(千円)	2,033,605	1,499,497	566,201	129,493	4,228,796
II 連結売上高(千円)					14,295,849
III 連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	14.2	10.5	4.0	0.9	29.6

- (注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。
 2 各区分に属する主な国又は地域
 (1) 東アジア……中国・香港・韓国・台湾
 このうち、中国における売上高は1,344,852千円(連結売上高に占める割合9.4%)であります。
 (2) 東南アジア……タイ・シンガポール・マレーシア・ベトナム・フィリピン
 (3) 北米……アメリカ合衆国
 (4) その他の地域……メキシコ・ハンガリー
 3 海外売上高は、当社及び子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり純資産額 787.12円	1株当たり純資産額 850.99円	1株当たり純資産額 815.84円
1株当たり中間純利益 36.64円	1株当たり中間純利益 40.08円	1株当たり当期純利益 58.94円
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため、記載していません。	同左	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載していません。
算定上の基礎	算定上の基礎	算定上の基礎
1 1株当たり純資産額 中間連結貸借対照表の純資産の部の合計額 5,893,037千円 普通株式に係る純資産額 5,662,879千円 差額の主な内訳 少数株主持分 230,157千円 普通株式の発行済株式数 7,210,000株 普通株式の自己株式数 15,540株 1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数 7,194,460株	1 1株当たり純資産額 中間連結貸借対照表の純資産の部の合計額 6,291,421千円 普通株式に係る純資産額 6,118,178千円 差額の主な内訳 少数株主持分 173,242千円 普通株式の発行済株式数 7,210,000株 普通株式の自己株式数 20,552株 1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数 7,189,448株	1 1株当たり純資産額 連結貸借対照表の純資産の部の合計額 6,110,763千円 普通株式に係る純資産額 5,868,510千円 差額の主な内訳 少数株主持分 242,253千円 普通株式の発行済株式数 7,210,000株 普通株式の自己株式数 16,815株 1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数 7,193,185株
2 1株当たり中間純利益 中間連結損益計算書上の中間純利益 263,655千円 普通株式に係る中間純利益 263,655千円 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 普通株式の期中平均株式数 7,195,954株	2 1株当たり中間純利益 中間連結損益計算書上の中間純利益 288,219千円 普通株式に係る中間純利益 288,219千円 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 普通株式の期中平均株式数 7,191,021株	2 1株当たり当期純利益 連結損益計算書上の当期純利益 424,040千円 普通株式に係る当期純利益 424,040千円 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 普通株式の期中平均株式数 7,194,818株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(資産の部)							
I 流動資産							
1 現金及び預金		1,104,231		1,179,114		1,155,862	
2 受取手形	※6	1,228,209		1,184,445		1,191,092	
3 売掛金		2,763,044		2,561,154		2,824,361	
4 たな卸資産		945,772		1,005,464		1,092,918	
5 繰延税金資産		99,281		79,877		69,531	
6 その他		121,751		95,703		85,329	
貸倒引当金		△155,346		△70,197		△123,734	
流動資産合計		6,106,944	70.6	6,035,561	71.4	6,295,360	72.3
II 固定資産							
1 有形固定資産	※1 ※2 ※3						
(1) 建物		611,366		576,777		598,029	
(2) 土地	※5	489,821		489,821		489,821	
(3) その他		114,818		118,046		118,656	
有形固定資産合計		1,216,006		1,184,645		1,206,507	
2 無形固定資産		24,548		14,886		19,461	
3 投資その他の資産							
(1) 投資有価証券		989,180		952,673		986,352	
(2) 繰延税金資産		71,935		37,774		29,312	
(3) その他		266,150		249,964		198,589	
貸倒引当金		△28,271		△17,944		△23,099	
投資その他の資産 合計		1,298,995		1,222,468		1,191,155	
固定資産合計		2,539,550	29.4	2,422,000	28.6	2,417,124	27.7
資産合計		8,646,494	100.0	8,457,562	100.0	8,712,484	100.0

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成19年3月31日)		
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	
(負債の部)								
I 流動負債								
1		915,538		845,819		1,059,187		
2	※2	700,260		530,260		500,260		
3		136,817		78,094		127,785		
4	※4	31,438		10,050		26,112		
5		84,261		105,371		140,555		
6		5,200		5,200		8,600		
7		323,332		370,560		317,297		
			2,196,848	25.4	1,945,356	23.0	2,179,797	25.0
II 固定負債								
1	※2	1,400,000		1,400,000		1,400,000		
2	※2	86,430		46,170		81,300		
3		150,931		154,974		156,430		
4		58,900		33,450		66,200		
5		61,587		—		—		
6		1,832		—		1,143		
			1,759,681	20.4	1,634,594	19.3	1,705,073	19.6
			3,956,529	45.8	3,579,951	42.3	3,884,871	44.6
(純資産の部)								
I 株主資本								
1		977,142		977,142		977,142		
2								
		1,069,391		1,069,391		1,069,391		
		1,069,391		1,069,391		1,069,391		
3								
(1)		128,660		128,660		128,660		
(2)								
		2,260,000		2,440,000		2,260,000		
		147,641		197,484		290,603		
		2,536,301		2,766,144		2,679,263		
4		△7,918		△10,992		△8,845		
		4,574,916	52.9	4,801,685	56.8	4,716,951	54.1	
II 評価・換算差額等								
1		116,136		75,925		111,341		
2		△1,088		—		△679		
		115,048	1.3	75,925	0.9	110,662	1.3	
		4,689,964	54.2	4,877,611	57.7	4,827,613	55.4	
		8,646,494	100.0	8,457,562	100.0	8,712,484	100.0	

② 【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)					
		金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)				
I 売上高			4,693,153	100.0		4,759,965	100.0		9,296,533	100.0	
II 売上原価			3,642,903	77.6		3,600,793	75.6		7,184,979	77.3	
売上総利益			1,050,250	22.4		1,159,172	24.4		2,111,554	22.7	
III 販売費及び一般管理費			904,907	19.3		966,295	20.3		1,771,267	19.0	
営業利益			145,342	3.1		192,876	4.1		340,287	3.7	
IV 営業外収益											
1 受取利息			4,987			4,974			9,329		
2 受取配当金			49,088			26,776			90,024		
3 固定資産賃貸料			19,401			19,383			38,796		
4 受取事務手数料			—			9,423			—		
5 その他			31,137	104,614	2.2	10,799	71,357	1.4	46,152	184,302	2.0
V 営業外費用											
1 支払利息			10,455			8,374			17,847		
2 社債利息			6,259			6,259			12,502		
3 コミットメント ライン手数料			11,841			8,698			13,727		
4 社債費用			—			3,142			6,984		
5 その他			3,941	32,497	0.7	2,873	29,348	0.6	1,735	52,796	0.6
経常利益			217,459	4.6		234,885	4.9		471,793	5.1	
VI 特別利益											
1 投資有価証券売却益			—			—			1,471		
2 関係会社事業損失 引当金戻入額			—	—		—	—		3,472	4,944	0.1
VII 特別損失											
1 固定資産除却損	※1		2,559	2,559	0.0	—	—		4,676	4,676	0.1
税引前中間 (当期)純利益			214,899	4.6		234,885	4.9		472,061	5.1	
法人税、住民税 及び事業税			120,503			71,139			158,588		
法人税等調整額			△11,182	109,320	2.4	4,933	76,072	1.6	64,931	223,520	2.4
中間(当期)純利益			105,579	2.2		158,812	3.3		248,541	2.7	

③ 【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
					別途積立金	繰越利益剰余金			
平成18年3月31日残高(千円)	977,142	1,069,391	1,069,391	128,660	2,060,000	331,030	2,519,690	△6,175	4,560,048
中間会計期間中の変動額									
利益処分による剰余金の配当						△71,968	△71,968		△71,968
利益処分による別途積立金の積立					200,000	△200,000			
利益処分による役員賞与						△17,000	△17,000		△17,000
中間純利益						105,579	105,579		105,579
自己株式の取得								△1,742	△1,742
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)									
中間会計期間中の変動額合計(千円)	—	—	—	—	200,000	△183,388	16,611	△1,742	14,868
平成18年9月30日残高(千円)	977,142	1,069,391	1,069,391	128,660	2,260,000	147,641	2,536,301	△7,918	4,574,916

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
平成18年3月31日残高(千円)	151,742	—	151,742	4,711,790
中間会計期間中の変動額				
利益処分による剰余金の配当				△71,968
利益処分による別途積立金の積立				
利益処分による役員賞与				△17,000
中間純利益				105,579
自己株式の取得				△1,742
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)	△35,605	△1,088	△36,694	△36,694
中間会計期間中の変動額合計(千円)	△35,605	△1,088	△36,694	△21,825
平成18年9月30日残高(千円)	116,136	△1,088	115,048	4,689,964

当中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計		
					別途積立金	繰越利益 剰余金			
平成19年3月31日残高 (千円)	977,142	1,069,391	1,069,391	128,660	2,260,000	290,603	2,679,263	△8,845	4,716,951
中間会計期間中の変動額									
剰余金の配当						△71,931	△71,931		△71,931
別途積立金の積立					180,000	△180,000			
中間純利益						158,812	158,812		158,812
自己株式の取得								△2,146	△2,146
株主資本以外の項目の 中間会計期間中の変動 額(純額)									
中間会計期間中の変動額 合計(千円)	—	—	—	—	180,000	△93,118	86,881	△2,146	84,734
平成19年9月30日残高 (千円)	977,142	1,069,391	1,069,391	128,660	2,440,000	197,484	2,766,144	△10,992	4,801,685

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
平成19年3月31日残高 (千円)	111,341	△679	110,662	4,827,613
中間会計期間中の変動額				
剰余金の配当				△71,931
別途積立金の積立				
中間純利益				158,812
自己株式の取得				△2,146
株主資本以外の項目の 中間会計期間中の変動 額(純額)	△35,415	679	△34,736	△34,736
中間会計期間中の変動 額合計(千円)	△35,415	679	△34,736	49,997
平成19年9月30日残高 (千円)	75,925	—	75,925	4,877,611

前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計		
					別途積立金	繰越利益 剰余金			
平成18年3月31日残高 (千円)	977,142	1,069,391	1,069,391	128,660	2,060,000	331,030	2,519,690	△6,175	4,560,048
事業年度中の変動額									
利益処分による剰余 金の配当						△71,968	△71,968		△71,968
利益処分による別途 積立金の積立					200,000	△200,000			
利益処分による役員 賞与						△17,000	△17,000		△17,000
当期純利益						248,541	248,541		248,541
自己株式の取得								△2,670	△2,670
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)									
事業年度中の変動額 合計(千円)	—	—	—	—	200,000	△40,427	159,572	△2,670	156,902
平成19年3月31日残高 (千円)	977,142	1,069,391	1,069,391	128,660	2,260,000	290,603	2,679,263	△8,845	4,716,951

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
平成18年3月31日残高 (千円)	151,742	—	151,742	4,711,790
事業年度中の変動額				
利益処分による剰余 金の配当				△71,968
利益処分による別途 積立金の積立				
利益処分による役員 賞与				△17,000
当期純利益				248,541
自己株式の取得				△2,670
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)	△40,401	△679	△41,080	△41,080
事業年度中の変動額 合計(千円)	△40,401	△679	△41,080	115,822
平成19年3月31日残高 (千円)	111,341	△679	110,662	4,827,613

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1 資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 有価証券 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法 その他有価証券 時価のあるもの 中間決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定することにしております。)</p> <p>時価のないもの 移動平均法による原価法</p> <p>(2) たな卸資産 製品・仕掛品 個別法による低価法 材料 移動平均法による低価法</p> <p>(3) デリバティブ 時価法</p>	<p>(1) 有価証券 子会社株式及び関連会社株式 同左</p> <p>その他有価証券 時価のあるもの 同左</p> <p>時価のないもの 同左</p> <p>(2) たな卸資産 同左</p> <p>(3) デリバティブ 同左</p>	<p>(1) 有価証券 子会社株式及び関連会社株式 同左</p> <p>その他有価証券 時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定することにしております。)</p> <p>時価のないもの 同左</p> <p>(2) たな卸資産 同左</p> <p>(3) デリバティブ 同左</p>
2 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法を採用しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <p>建物 50年～3年 機械及び装置その他 20年～2年</p>	<p>(1) 有形固定資産</p> <p>① 建物(建物附属設備を除く)</p> <p>a 平成10年3月31日以前に取得したものについては旧定率法によっております。</p> <p>b 平成10年4月1日から平成19年3月31日までに取得したものについては旧定額法によっております。</p> <p>c 平成19年4月1日以降に取得したものについては定額法によっております。</p> <p>② 建物以外(建物附属設備を含む)</p> <p>a 平成19年3月31日以前に取得したものについては旧定率法によっております。</p> <p>b 平成19年4月1日以降に取得したものについては定率法によっております。</p> <p>なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <p>建物 50年～3年 機械及び装置その他 20年～2年</p>	<p>(1) 有形固定資産 定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法を採用しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <p>建物 50年～3年 機械及び装置その他 20年～2年</p>

項目	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(2) 無形固定資産 定額法によっております。 ただし、ソフトウェア (自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法</p>	<p>(会計処理の変更) 法人税法の改正(「所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日 法律第6号」及び「法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号」)に伴い、当中間会計期間より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。 これにより売上原価は127千円、販売費及び一般管理費は154千円増加し、売上総利益は127千円、営業利益、経常利益及び税引前中間純利益はそれぞれ282千円減少しております。 (追加情報) 当中間会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。 これにより売上原価は755千円、販売費及び一般管理費は916千円増加し、売上総利益は755千円、営業利益、経常利益及び税引前中間純利益はそれぞれ1,671千円減少しております。</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p>	<p>(2) 無形固定資産 同左</p>
3 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については信用リスクのランクごとに区分した貸倒実績を勘案した率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p>

項目	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(2) 製品保証引当金 販売した製品のアフターサービス費用・クレーム費用の支出に備えるため、売上高を基準とした過去の実績率で計算した保証期間内の発生費用見積額を計上しております。</p> <p>(3) 役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当期における支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。</p> <p>(会計処理の変更) 当中間会計期間より「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年11月29日 企業会計基準第4号)を適用しております。これにより販売費及び一般管理費は5,200千円増加し、営業利益、経常利益及び税引前中間純利益はそれぞれ同額減少しております。</p> <p>(4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務の見込額に基づき、発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>(5) 役員退職慰労引当金 役員の退職により支給する退職慰労金に充てるため、内規に基づく中間期末退職慰労金要支給額の100%を計上しております。</p> <p>(6) 関係会社事業損失引当金 関係会社の事業の損失に備えるため、関係会社の資産内容及び所在地国の通貨の為替相場の変動等を勘案して、当該関係会社の債務超過額のうちの当社負担見込額を計上しております。</p>	<p>(2) 製品保証引当金 同左</p> <p>(3) 役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当期における支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。</p> <p>(4) 退職給付引当金 同左</p> <p>(5) 役員退職慰労引当金 同左</p> <p>—————</p>	<p>(2) 製品保証引当金 同左</p> <p>(3) 役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当期負担額を計上しております。</p> <p>(会計処理の変更) 当期より「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年11月29日 企業会計基準第4号)を適用しております。これにより販売費及び一般管理費は8,600千円増加し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ同額減少しております。</p> <p>(4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき、発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>(5) 役員退職慰労引当金 役員の退職により支給する退職慰労金に充てるため、内規に基づく期末退職慰労金要支給額の100%を計上しております。</p> <p>—————</p>
4 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準	外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。	同左	外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

項目	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
5 リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同左	同左
6 ヘッジ会計の処理方法	<p>(1) ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。ただし、為替予約取引については、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理によっております。</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 (ヘッジ手段) 為替予約 金利スワップ (ヘッジ対象) 外貨建売掛金・買掛金 借入金</p> <p>(3) ヘッジ方針 為替予約取引については、輸出・輸入に係る為替変動リスクに備えるため、その残高は外貨建売掛金・買掛金の期中平均残高を超えない方針をとっております。 金利スワップ取引については、金利変動リスクを低減するため、借入金残高の範囲内で行う方針をとっております。</p> <p>(4) ヘッジの有効性評価の方法 ヘッジの開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。ただし、為替予約取引の振当処理については有効性の評価の判定を省略しております。</p>	<p>(1) ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 同左</p> <p>(3) ヘッジ方針 同左</p> <p>(4) ヘッジの有効性評価の方法 同左</p>	<p>(1) ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 同左</p> <p>(3) ヘッジ方針 同左</p> <p>(4) ヘッジの有効性評価の方法 同左</p>
7 その他(中間)財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同左	消費税等の会計処理 同左

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等</p> <p>当中間会計期間から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。</p> <p>なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は4,691,053千円です。</p> <p>中間財務諸表等規則の改正により、当中間会計期間における中間財務諸表は、改正後の中間財務諸表等規則により作成しております。</p>	<p>——</p>	<p>貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等</p> <p>当期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。</p> <p>なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は4,828,292千円です。</p> <p>財務諸表等規則の改正により、当期における財務諸表は、改正後の財務諸表等規則により作成しております。</p>

表示方法の変更

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)
<p>——</p>	<p>(中間損益計算書)</p> <p>前中間会計期間において営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「受取事務手数料」(前中間会計期間7,773千円)は、営業外収益総額の100分の10を超えたため、当中間会計期間から独立掲記しております。</p>

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)																																																																																																
<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額は1,615,176千円であります。</p> <p>※2 有形固定資産のうち、次の固定資産は短期借入金、社債及び長期借入金に対する銀行保証の担保に供しております。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">(担保に供している資産)</th> <th colspan="2">(担保に対応する債務)</th> </tr> <tr> <th colspan="2">千円</th> <th colspan="2">千円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物</td> <td>564,675</td> <td>短期借入金</td> <td>345,333</td> </tr> <tr> <td>構築物</td> <td>18,845</td> <td>社債に対する銀行保証</td> <td>637,976</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>333,569</td> <td>長期借入金に対する銀行保証</td> <td>66,690</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>917,090</td> <td>計</td> <td>1,050,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>※3 固定資産のうち、国庫補助金による圧縮記帳額は、工具器具及び備品5,967千円で、中間貸借対照表計上額はこの圧縮記帳額を控除しております。</p> <p>※4 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、未払消費税等として表示しております。</p> <p>※5 土地には未利用地17,830千円が含まれております。</p> <p>※6 中間会計期間末日満期手形の処理 中間会計期間末日満期手形は、手形交換日をもって決済処理しております。従って、当中間会計期間末日は金融機関の休日であったため、中間会計期間末日満期手形が以下の科目に含まれております。</p> <table border="1"> <tr> <td>受取手形</td> <td>178,781千円</td> </tr> </table> <p>7 コミットメントライン(特定融資枠契約) 運転資金の効率的な調達を行うため、取引金融機関6社とコミットメントライン(特定融資枠契約)を締結しております。この契約に基づく当中間会計期間末の借入未実行残高は次のとおりであります。</p> <table border="1"> <tr> <td>コミットメントラインの総額</td> <td>1,500,000千円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td>400,000</td> </tr> <tr> <td>借入未実行残高</td> <td>1,100,000</td> </tr> </table>	(担保に供している資産)		(担保に対応する債務)		千円		千円		建物	564,675	短期借入金	345,333	構築物	18,845	社債に対する銀行保証	637,976	土地	333,569	長期借入金に対する銀行保証	66,690	計	917,090	計	1,050,000	受取手形	178,781千円	コミットメントラインの総額	1,500,000千円	借入実行残高	400,000	借入未実行残高	1,100,000	<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額は1,654,820千円であります。</p> <p>※2 有形固定資産のうち、次の固定資産は短期借入金、社債及び長期借入金に対する銀行保証の担保に供しております。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">(担保に供している資産)</th> <th colspan="2">(担保に対応する債務)</th> </tr> <tr> <th colspan="2">千円</th> <th colspan="2">千円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物</td> <td>530,290</td> <td>短期借入金</td> <td>222,666</td> </tr> <tr> <td>構築物</td> <td>15,814</td> <td>社債に対する銀行保証</td> <td>770,903</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>333,569</td> <td>長期借入金に対する銀行保証</td> <td>56,430</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>879,674</td> <td>計</td> <td>1,050,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>※3 同左</p> <p>※4 消費税等の取扱い 同左</p> <p>※5 同左</p> <p>※6 中間会計期間末日満期手形の処理 中間会計期間末日満期手形は、手形交換日をもって決済処理しております。従って、当中間会計期間末日は金融機関の休日であったため、中間会計期間末日満期手形が以下の科目に含まれております。</p> <table border="1"> <tr> <td>受取手形</td> <td>115,259千円</td> </tr> </table> <p>7 コミットメントライン(特定融資枠契約) 運転資金の効率的な調達を行うため、取引金融機関6社とコミットメントライン(特定融資枠契約)を締結しております。この契約に基づく当中間会計期間末の借入未実行残高は次のとおりであります。</p> <table border="1"> <tr> <td>コミットメントラインの総額</td> <td>1,500,000千円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td>200,000</td> </tr> <tr> <td>借入未実行残高</td> <td>1,300,000</td> </tr> </table>	(担保に供している資産)		(担保に対応する債務)		千円		千円		建物	530,290	短期借入金	222,666	構築物	15,814	社債に対する銀行保証	770,903	土地	333,569	長期借入金に対する銀行保証	56,430	計	879,674	計	1,050,000	受取手形	115,259千円	コミットメントラインの総額	1,500,000千円	借入実行残高	200,000	借入未実行残高	1,300,000	<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額は1,624,256千円であります。</p> <p>※2 有形固定資産のうち、次の固定資産は短期借入金、社債及び長期借入金に対する銀行保証の担保に供しております。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">(担保に供している資産)</th> <th colspan="2">(担保に対応する債務)</th> </tr> <tr> <th colspan="2">千円</th> <th colspan="2">千円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物</td> <td>550,202</td> <td>短期借入金</td> <td>222,666</td> </tr> <tr> <td>構築物</td> <td>17,232</td> <td>社債に対する銀行保証</td> <td>765,773</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>333,569</td> <td>長期借入金に対する銀行保証</td> <td>61,560</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>901,003</td> <td>計</td> <td>1,050,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>※3 固定資産のうち、国庫補助金による圧縮記帳額は、工具器具及び備品5,967千円で、貸借対照表計上額はこの圧縮記帳額を控除しております。</p> <p>※4 ————</p> <p>※5 同左</p> <p>※6 期末日満期手形の処理 期末日満期手形は、手形交換日をもって決済処理しております。従って、当期末は金融機関の休日であったため、期末日満期手形が以下の科目に含まれております。</p> <table border="1"> <tr> <td>受取手形</td> <td>96,910千円</td> </tr> </table> <p>7 コミットメントライン(特定融資枠契約) 運転資金の効率的な調達を行うため、取引金融機関6社とコミットメントライン(特定融資枠契約)を締結しております。この契約に基づく当期末の借入未実行残高は次のとおりであります。</p> <table border="1"> <tr> <td>コミットメントラインの総額</td> <td>1,500,000千円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td>200,000</td> </tr> <tr> <td>借入未実行残高</td> <td>1,300,000</td> </tr> </table>	(担保に供している資産)		(担保に対応する債務)		千円		千円		建物	550,202	短期借入金	222,666	構築物	17,232	社債に対する銀行保証	765,773	土地	333,569	長期借入金に対する銀行保証	61,560	計	901,003	計	1,050,000	受取手形	96,910千円	コミットメントラインの総額	1,500,000千円	借入実行残高	200,000	借入未実行残高	1,300,000
(担保に供している資産)		(担保に対応する債務)																																																																																																
千円		千円																																																																																																
建物	564,675	短期借入金	345,333																																																																																															
構築物	18,845	社債に対する銀行保証	637,976																																																																																															
土地	333,569	長期借入金に対する銀行保証	66,690																																																																																															
計	917,090	計	1,050,000																																																																																															
受取手形	178,781千円																																																																																																	
コミットメントラインの総額	1,500,000千円																																																																																																	
借入実行残高	400,000																																																																																																	
借入未実行残高	1,100,000																																																																																																	
(担保に供している資産)		(担保に対応する債務)																																																																																																
千円		千円																																																																																																
建物	530,290	短期借入金	222,666																																																																																															
構築物	15,814	社債に対する銀行保証	770,903																																																																																															
土地	333,569	長期借入金に対する銀行保証	56,430																																																																																															
計	879,674	計	1,050,000																																																																																															
受取手形	115,259千円																																																																																																	
コミットメントラインの総額	1,500,000千円																																																																																																	
借入実行残高	200,000																																																																																																	
借入未実行残高	1,300,000																																																																																																	
(担保に供している資産)		(担保に対応する債務)																																																																																																
千円		千円																																																																																																
建物	550,202	短期借入金	222,666																																																																																															
構築物	17,232	社債に対する銀行保証	765,773																																																																																															
土地	333,569	長期借入金に対する銀行保証	61,560																																																																																															
計	901,003	計	1,050,000																																																																																															
受取手形	96,910千円																																																																																																	
コミットメントラインの総額	1,500,000千円																																																																																																	
借入実行残高	200,000																																																																																																	
借入未実行残高	1,300,000																																																																																																	

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
※1 固定資産除却損の主な内容は、次のとおりであります。 機械及び装置 2,055千円 除却損 2 減価償却実施額 有形固定資産 34,290千円 無形固定資産 5,087	※1 ——— 2 減価償却実施額 有形固定資産 35,052千円 無形固定資産 5,114	※1 固定資産除却損の主な内容は、次のとおりであります。 機械及び装置 3,744千円 除却損 工具器具及び備品除却損 547 2 減価償却実施額 有形固定資産 69,196千円 無形固定資産 10,174

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	13,188	2,352	—	15,540

(注) 自己株式の増加は、単元未満株式の買取によるものであります。

当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	16,815	3,737	—	20,552

(注) 自己株式の増加は、単元未満株式の買取によるものであります。

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	13,188	3,627	—	16,815

(注) 自己株式の増加は、単元未満株式の買取によるものであります。

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																																
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 1 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 1 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 1 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額																																																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 15%;">取得価額相当額 (千円)</th> <th style="width: 15%;">減価償却累計額相当額 (千円)</th> <th style="width: 15%;">中間期末残高相当額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物</td> <td style="text-align: right;">17,520</td> <td style="text-align: right;">3,337</td> <td style="text-align: right;">14,182</td> </tr> <tr> <td>有形固定資産 その他</td> <td style="text-align: right;">100,565</td> <td style="text-align: right;">76,993</td> <td style="text-align: right;">23,571</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: right;">118,085</td> <td style="text-align: right;">80,330</td> <td style="text-align: right;">37,754</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	中間期末残高相当額 (千円)	建物	17,520	3,337	14,182	有形固定資産 その他	100,565	76,993	23,571	計	118,085	80,330	37,754	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 15%;">取得価額相当額 (千円)</th> <th style="width: 15%;">減価償却累計額相当額 (千円)</th> <th style="width: 15%;">中間期末残高相当額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物</td> <td style="text-align: right;">17,520</td> <td style="text-align: right;">5,840</td> <td style="text-align: right;">11,680</td> </tr> <tr> <td>有形固定資産 その他</td> <td style="text-align: right;">59,099</td> <td style="text-align: right;">21,444</td> <td style="text-align: right;">37,654</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: right;">76,619</td> <td style="text-align: right;">27,284</td> <td style="text-align: right;">49,334</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	中間期末残高相当額 (千円)	建物	17,520	5,840	11,680	有形固定資産 その他	59,099	21,444	37,654	計	76,619	27,284	49,334	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 15%;">取得価額相当額 (千円)</th> <th style="width: 15%;">減価償却累計額相当額 (千円)</th> <th style="width: 15%;">期末残高相当額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物</td> <td style="text-align: right;">17,520</td> <td style="text-align: right;">4,588</td> <td style="text-align: right;">12,931</td> </tr> <tr> <td>有形固定資産 その他</td> <td style="text-align: right;">104,215</td> <td style="text-align: right;">84,373</td> <td style="text-align: right;">19,841</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: right;">121,735</td> <td style="text-align: right;">88,962</td> <td style="text-align: right;">32,772</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)	建物	17,520	4,588	12,931	有形固定資産 その他	104,215	84,373	19,841	計	121,735	88,962	32,772
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	中間期末残高相当額 (千円)																																															
建物	17,520	3,337	14,182																																															
有形固定資産 その他	100,565	76,993	23,571																																															
計	118,085	80,330	37,754																																															
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	中間期末残高相当額 (千円)																																															
建物	17,520	5,840	11,680																																															
有形固定資産 その他	59,099	21,444	37,654																																															
計	76,619	27,284	49,334																																															
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)																																															
建物	17,520	4,588	12,931																																															
有形固定資産 その他	104,215	84,373	19,841																																															
計	121,735	88,962	32,772																																															
2 未経過リース料中間期末残高相当額 1年以内 13,588千円 1年超 28,200 計 41,789	2 未経過リース料中間期末残高相当額 1年以内 11,816千円 1年超 38,089 計 49,906	2 未経過リース料期末残高相当額 1年以内 10,873千円 1年超 22,358 計 33,231																																																
3 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 10,094千円 減価償却費相当額 9,675 支払利息相当額 317	3 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 5,937千円 減価償却費相当額 5,630 支払利息相当額 418	3 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 18,824千円 減価償却費相当額 18,018 支払利息相当額 572																																																
4 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法 (1) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とした定額法によっております。 (2) 利息相当額の算定方法 リース物件のうち重要なものについては、リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。なお、その他のリース物件の取得価額相当額及び未経過リース料中間期末残高相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によって算定しております。 (減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありません。	4 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法 (1) 減価償却費相当額の算定方法 同左 (2) 利息相当額の算定方法 同左 (減損損失について) 同左	4 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法 (1) 減価償却費相当額の算定方法 同左 (2) 利息相当額の算定方法 リース物件のうち重要なものについては、リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。なお、その他のリース物件の取得価額相当額及び未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によって算定しております。 (減損損失について) 同左																																																

(有価証券関係)

前中間会計期間末、当中間会計期間末及び前事業年度末のいずれにおいても子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

中間連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

平成19年11月14日開催の取締役会において、平成19年9月30日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

① 中間配当金の総額	35,947千円
② 1株当たり中間配当金	5円00銭
③ 支払請求権の効力発生日及び支払開始日	平成19年12月11日

第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- | | | | |
|-------------------------|---------------------------------|-----------------------------|--------------------------|
| (1) 有価証券報告書
及びその添付書類 | 事業年度
(第58期) | 自 平成18年4月1日
至 平成19年3月31日 | 平成19年6月28日
近畿財務局長に提出。 |
| (2) 有価証券報告書
の訂正報告書 | 有価証券報告書(第58期)に係る訂正報告
書であります。 | | 平成19年8月27日
近畿財務局長に提出。 |

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月11日

株式会社カワタ
取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	檀 上 秀 逸 ㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	田 原 準 平 ㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	遠 藤 眞 廣 ㊞

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社カワタの平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社カワタ及び連結子会社の平成18年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月12日

株式会社カワタ
取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 檀 上 秀 逸 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 田 原 準 平 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社カワタの平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社カワタ及び連結子会社の平成19年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月11日

株式会社カワタ
取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 檀 上 秀 逸 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 田 原 準 平 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 遠 藤 眞 廣 ㊞

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社カワタの平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第58期事業年度の中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社カワタの平成18年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月12日

株式会社カワタ
取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 檀 上 秀 逸 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 田 原 準 平 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社カワタの平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第59期事業年度の中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社カワタの平成19年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。